

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新
3	<p>第1編 総則</p> <p>第3章 防災の基本理念及び施策の概要</p> <p>○ 災害に対する備えとして、県、市町村、公共機関等の災害予防責任者は、法令又はそれぞれ防災計画の定めるところにより、必要な物資及び資材の備蓄を図るとともに、応援・受援体制の確立に向け、相互応援に対する協定の締結、共同防災訓練の実施その他必要な措置を講じ、円滑な相互応援が図られるよう努めるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第1編 総則</p> <p>第3章 防災の基本理念及び施策の概要</p> <p>○ 災害に対する備えとして、県、市町村、公共機関等の災害予防責任者は、法令又はそれぞれ防災計画の定めるところにより、必要な物資及び資材の備蓄を図るとともに、応援・受援体制の確立に向け、相互応援に対する協定の締結、共同防災訓練の実施その他必要な措置を講じ、円滑な相互応援が図られるよう努めるものとする。</p> <p><u>○令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。</u></p>
4	<p>2 災害応急対策</p> <p>・ 東海地震予知情報、南海トラフ地震に関連する情報<u>(臨時)</u>等の伝達、県民の避難誘導及び災害未然防止活動を行う。</p>	<p>2 災害応急対策</p> <p>・ 東海地震予知情報、南海トラフ地震に関連する情報_____等の伝達、県民の避難誘導及び災害未然防止活動を行う。</p>
8	<p>第2編 一般災害編</p> <p>第1章 地域防災計画・一般災害編の概要</p> <p>第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第3 指定地方行政機関</p> <p>4 関東農政局(山梨<u>支局</u>)</p>	<p>第2編 一般災害編</p> <p>第1章 地域防災計画・一般災害編の概要</p> <p>第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第3 指定地方行政機関</p> <p>4 関東農政局(山梨<u>県拠点</u>)</p>
9	<p>8 関東運輸局(山梨運輸支局)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害時における自動車輸送業者に対する輸送の連絡調整<u>及び指導</u></p>	<p>8 関東運輸局(山梨運輸支局)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 災害時における自動車輸送業者に対する輸送の連絡調整_____</p>
10	<p>10 東京管区气象台(甲府地方气象台)</p>	<p>10 東京管区气象台(甲府地方气象台)</p>

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

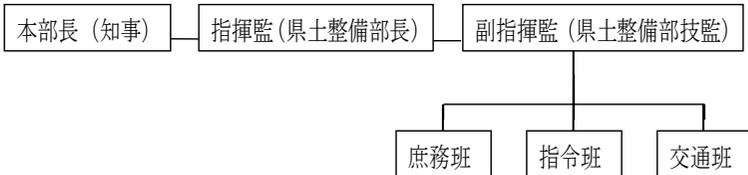
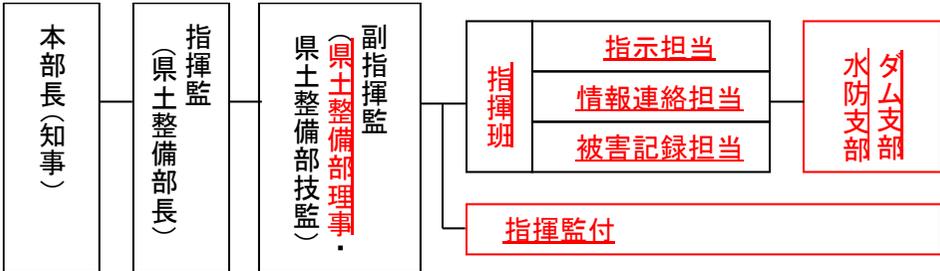
本編頁数	旧	新
	<p>(1) 気象、地象、<u>水象の観測及びその成果の収集、発表</u></p> <p>(2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)、<u>水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努める</u></p> <p>(3) <u>市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアル等の作成に関して、技術的な支援・協力を行う</u></p> <p>(4) <u>防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発</u></p> <p>(5) <u>災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、山梨県や市町村に対し、気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行う</u></p> <p>(6) <u>異常現象発見の通報に対する適切な措置</u></p> <p>(7) <u>気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に努める</u></p>	<p>(1) 気象、地象、<u>地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う</u></p> <p>(2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る) <u>及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。</u></p> <p>(3) <u>気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める</u></p> <p>(4) <u>地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う</u></p> <p>(5) <u>防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める</u></p>
	<p>11 関東総合通信局</p> <p>(1) 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営</p> <p>(2) <u>災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出し</u></p> <p>(3) <u>非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置(臨機の措置)の実施</u></p> <p>(4) <u>電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供</u></p>	<p>11 関東総合通信局</p> <p>(1) 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営</p> <p>(2) <u>災害時テレコム支援チーム(MIC-TEAM)による災害対応支援</u></p> <p>(3) <u>災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出し</u></p> <p>(4) <u>非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置(臨機の措置)の実施</u></p> <p>(5) <u>電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供</u></p>
<p>13</p>	<p>第6 指定地方公共機関</p> <p>3 ガス供給機関(東京ガス山梨株式会社、吉田瓦斯株式会社、<u>日本コミュニティーガス協会関東支部山梨県部会、</u>日本コミュニティーガス協会関東支部山梨県部会、<u>社団法人山梨県エルピーガス協会</u>)</p>	<p>第6 指定地方公共機関</p> <p>3 ガス供給機関(東京ガス山梨株式会社、吉田瓦斯株式会社、<u>一般社団法人日本コミュニティーガス協会関東支部山梨県部会、</u>日本コミュニティーガス協会関東支部山梨県部会、<u>社団法人山梨県エルピーガス協会</u>)</p>
<p>14</p>	<p>第7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p>	<p>第7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</p>

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新
16	<p>7 不動産関係団体(公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会山梨県本部、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会)</p> <p>(1) 民間賃貸住宅に関する貸し主への協力依頼</p> <p>(2) 民間賃貸住宅の情報nお提供</p> <p>(3) 民間賃貸住宅の円滑な提供</p> <p>第2節 山梨県の概況</p> <p>2 本県の社会的条件</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 交通網の変化</p> <p>昭和50年に253、675 台であった県内の自動車台数は、平成30 年度末には757、546台と世帯あたり約2.3台になり年々増加している。それとともに県内の道路網も、中央自動車道路の全線開通をはじめ精進湖線、バイパスの開通等着実に整備されてきた。</p> <p>今後も、中部横断自動車道、新山梨環状道路、西関東連絡道路、リニア中央エクスプレス等の開通で県内の交通状況も大きく変化していくと思われる。</p> <p>3 本県の災害の歴史</p> <p>(略)</p> <p>802(延暦 21. 1. 8) 富士山の噴火が駿河・甲斐両国より報告、朝廷は両国に陳謝と度胸を命じる(日本紀略)</p> <p>(略)</p> <p>1482(文明 14)…大風が度々吹き、作物に被害。人民拍子。大水が出る(妙法寺記)</p> <p>(略)</p> <p>2000(平成12.9.11～17) 9月 11日～12日に甲府地方気象台観測史上最大の</p>	<p>7 不動産関係団体(公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会山梨県本部、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会)</p> <p>(1) 民間賃貸住宅に関する貸し主への協力依頼</p> <p>(2) 民間賃貸住宅の情報n提供</p> <p>(3) 民間賃貸住宅の円滑な提供</p> <p>第2節 山梨県の概況</p> <p>2 本県の社会的条件</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 交通網の変化</p> <p>昭和50年に253、675 台であった県内の自動車台数は、平成30 年度末には757、546台と世帯あたり約2.3台になり年々増加している。それとともに県内の道路網も、中央自動車道路の全線開通をはじめ精進湖線、バイパスの開通等着実に整備されてきた。</p> <p>今後も、中部横断自動車道、新山梨環状道路、西関東連絡道路、リニア中央エクスプレス等の開通で県内の交通状況も大きく変化していくと思われる。</p> <p>3 本県の災害の歴史</p> <p>(略)</p> <p>802(延暦 21. 1. 8) 富士山の噴火が駿河・甲斐両国より報告、朝廷は両国に陳謝と度胸を命じる(日本紀略)</p> <p>(略)</p> <p>1482(文明 14)…大風が度々吹き、作物に被害。人民拍子。大水が出る(妙法寺記)</p> <p>(略)</p> <p>2000(平成12.9.11～17) 9月 11日～12日に甲府地方気象台観測史上最大の</p>
17		
21		

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新
------	---	---

23	<p style="color: red;">310mm(甲府市)を記録し、床上浸水103棟、床下浸水532棟、被害総額102億1千8百万円</p> <p>第2章 災害予防計画 第1節 防災組織の充実 1 県の防災組織 (3) 山梨県水防本部 ア(略) イ(略) ウ 組織</p>	<p style="color: red;">24時間降雨量294.5mmを記録し、床上浸水103棟、床下浸水532棟、被害総額102億1千8百万円</p> <p>第2章 災害予防計画 第1節 防災組織の充実 1 県の防災組織 (3) 山梨県水防本部 ア(略) イ(略) ウ 組織</p>
24		
25	<p>2 市町村の防災組織 (1) (略) (2) 市町村災害対策本部 災害対策基本法第23条____に基づき設置する。 (3)(4) (略)</p> <p>第2節 防災知識の普及・教育及び防災訓練 1 防災知識の普及・教育 自らの安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民がその自覚を持ち食料・飲料水等の備蓄など、自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また住民が、災害時には初期消火や近隣の負傷者及び避難行動要支援</p>	<p>2 市町村の防災組織 (1) (略) (2) 市町村災害対策本部 災害対策基本法第23条の2に基づき設置する。 (3)(4) (略)</p> <p>第2節 防災知識の普及・教育及び防災訓練 1 防災知識の普及・教育 自らの安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民がその自覚を持ち食料・飲料水等の備蓄など、自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また住民が、災害時には初期消火や近隣の負傷者及び避難行動要支援</p>

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新
	<p>者の支援、避難所で自ら行動、あるいは市町村等の防災活動に協力するなど防災への寄与が必要となる。このため、県や市町村は、防災に携わる職員の資質を高めることと合わせて、住民に自主防災思想の普及を図っていく。</p> <p>この際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 住民等に対する防災知識の普及</p> <p>災害予防責任者は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立ち退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立ち退き避難を求めるなど、その危険性を周知し、普及啓発を図る。</p> <p>特に気候変動等の影響により今後ますます水害リスクが増加する傾向にあることにかんがみ、住民が水害リスクに向き合い被害を軽減する契機となるよう努める。</p> <p>ア 広報紙の活用(ハローページに「レッドページ」の掲載)</p> <p>イ 新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用</p> <p>ウ 社会教育の場の活用</p> <p>エ 県立防災安全センターの活用</p> <p>オ ハザードマップなど、防災関係資料の作成、配布</p> <p>カ 防災ビデオ等の貸し出し</p> <p>キ 防災・気象情報のインターネットへの配信</p> <p>ク ソーシャルネットワークサービスを利用した防災・気象情報の配信</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>者の支援、避難所で自ら行動、あるいは市町村等の防災活動に協力するなど防災への寄与が必要となる。このため、県や市町村は、防災に携わる職員の資質を高めることと合わせて、住民に自主防災思想の普及を図っていく。</p> <p>この際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。</p> <p><u>また、国及び地方公共団体は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 住民等に対する防災知識の普及</p> <p>・災害予防責任者は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立ち退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立ち退き避難を求めるなど、その危険性を周知し、普及啓発を図る。</p> <p>特に気候変動等の影響により今後ますます水害リスクが増加する傾向にあることにかんがみ、住民が水害リスクに向き合い被害を軽減する契機となるよう努める。</p> <p>ア 広報紙の活用(ハローページに「レッドページ」の掲載)</p> <p>イ 新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用</p> <p>ウ 社会教育の場の活用</p> <p>エ 県立防災安全センターの活用</p> <p>オ ハザードマップなど、防災関係資料の作成、配布</p> <p>カ 防災ビデオ等の貸し出し</p> <p>キ 防災・気象情報のインターネットへの配信</p> <p>ク ソーシャルネットワークサービスを利用した防災・気象情報の配信</p> <p><u>・国[国土交通省、気象庁等]及び地方公共団体は、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施される</u></p>

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新
27	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) 幼児、児童、生徒等に対する教育 災害予防責任者は、幼児、児童、生徒等に対し災害に関する過去の教訓を生かした実践的な防災教育を実施するとともに、関係職員、保護者等に対して災害時の避難、保護の措置等について、知識の普及を図る。</p> <hr/> <p>(4)(5)(6)(7) (略)</p> <p>(8) 企業防災の促進 <u>企業は、災害時における企業の果たす役割(従業員及び顧客の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域住民への貢献、男女共同参画の視点を重視した対応等)を十分認識して、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)の策定、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、事業継続マネジメント(BCM)の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者及び建設事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、関係機関との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。</u> このため、県及び市町村は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業の防災意識の高揚を図るため、さまざまな機会を捉え企業防災の必要性及び企業が地域コミュニティの一員として地域の防災活動へ積極的に参加するよう、普及啓発、協力要請を行っていく。</p>	<p><u>よう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。</u></p> <p><u>・国〔内閣府、厚生労働省、国土交通省等〕及び市町村(都道府県)は、防災(防災・減災への取組実施機関)と福祉(地域包括支援センター・ケアマネジャー)の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。</u></p> <p><u>・国〔国土交通省、気象庁〕及び地方公共団体は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。</u></p> <p>(3) 幼児、児童、生徒等に対する教育 災害予防責任者は、幼児、児童、生徒等に対し災害に関する過去の教訓を生かした実践的な防災教育を実施するとともに、関係職員、保護者等に対して災害時の避難、保護の措置等について、知識の普及を図る。<u>特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。</u></p> <p>(4)(5)(6)(7) (略)</p> <p>(8) 企業防災の促進 <u>企業は、災害時における企業の果たす役割(従業員及び顧客の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域住民への貢献、男女共同参画の視点を重視した対応等)を十分認識して、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)の策定、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、事業継続マネジメント(BCM)の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者及び建設事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、関係機関との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。</u> このため、県及び市町村は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業の防災意識の高揚を図るため、さまざまな機会を捉え企業防災の必要性及び企業が地域コミュニティの一員として地域の防災活動へ積極的に参加するよう、普及啓発、協力要請を行っていく。</p>

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新
29	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第3節 防災施設及び防災資機材の整備、拡充</p> <p>1 防災施設の整備</p> <p>(1)県立防災安全センター (略)</p> <p>(備蓄物資等)</p> <p>大型テント1張、テント 18 張、ドーム型テント8張、組立式水槽5台、連結式水のう1台、発動発電機 21 台、大型発電機2台、小型発電機 16 台、<u>チェーンソー</u> 1台、救命ボート1台、林野火災用空中消火用水機1台、要配慮者用簡易トイレ2台、リヤカー2台、一輪車3台、軽可搬ポンプ2台、ベッド兼用タンカ 50 台、緊急時飲料水製造設備1機、ろ水機 16 台、小型浄水器2器、<u>酸素自動蘇生機4機</u>、投光器 53 台、バルーン式投光器2台、作業灯 116 台、コードリール 74 台、移動式炊飯器 20 台、ブルーシート 660 枚、毛布(真空包装)2940 枚、尿尿処理用消耗品 2500 セット</p> <p>(2) 地域県民センター等(地方連絡本部)</p> <p>地方連絡本部を設置する各合同庁舎等に、当該地域での大規模災害に迅速に対応するため、防災機材等の備蓄に努める。</p> <p>ア 備蓄資機材</p> <p>簡易トイレ 24 台 要配慮者用簡易トイレ8台 発電機 58 台 <u>投光器 28 台</u> <u>バルーン式投光器9台</u> 尿尿処理用消耗品 10100 セット ブルーシート 3200 枚 毛布(真空包装)6000 枚</p> <p>イ 食糧、飲料水</p>	<p>・ <u>市町村(県)、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。</u></p> <p>・ <u>企業は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。</u></p> <p>第3節 防災施設及び防災資機材の整備、拡充</p> <p>1 防災施設の整備</p> <p>(1)県立防災安全センター (略)</p> <p>(備蓄物資等)</p> <p>大型テント1張、テント 18 張、ドーム型テント8張、組立式水槽5台、連結式水のう1台、発動発電機 21 台、大型発電機2台、小型発電機 16 台、<u>ハイブリッド式発電機2台</u>、チェーンソー1台、救命ボート1台、林野火災用空中消火用水機1台、要配慮者用簡易トイレ2台、リヤカー2台、一輪車3台、軽可搬ポンプ2台、ベッド兼用タンカ 50 台、緊急時飲料水製造設備1機、ろ水機 16 台、小型浄水器2器、<u>可搬型浄水器2台</u>、酸素自動蘇生機4機、投光器 53 台、バルーン式投光器2台、作業灯 116 台、コードリール 74 台、移動式炊飯器 20 台、ブルーシート 660 枚、毛布(真空包装)2940 枚、尿尿処理用消耗品 2500 セット</p> <p>(2) 地域県民センター等(地方連絡本部)</p> <p>地方連絡本部を設置する各合同庁舎等に、当該地域での大規模災害に迅速に対応するため、防災機材等の備蓄に努める。</p> <p>ア 備蓄資機材</p> <p>簡易トイレ 24 台 要配慮者用簡易トイレ8台 発電機 58 台 <u>ハイブリッド式発電機6台</u> 投光器 28 台 <u>バルーン式投光器9台</u> 尿尿処理用消耗品 10100 セット ブルーシート 3200 枚 毛布(真空包装)6000 枚</p> <p>イ 食糧、飲料水</p>

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新
------	---	---

30

食糧 6,300 食 飲料水 6,300 リットル
 (3)(4) (略)
 (5) 防災活動拠点
 災害発生時において、応援部隊の受入、物資の集積、振分、運搬の拠点となる防災活動拠点を次のとおり設定し、災害時の利用形態を想定して、必要に応じた防災機能の強化を図る。

No.	拠点施設名	所在地	管理者	用途
1	小瀬スポーツ公園	甲府市	県	警察、自衛隊、消防、国土交通省
2	富士北麓公園	富士吉田市	県	警察、自衛隊、消防
3	楡形総合公園	南アルプス市	市	自衛隊、消防
4	富士川クラフトパーク	身延町	県	警察、自衛隊、消防
5	山梨県立防災安全センター	中央市	県	自衛隊、消防
6	緑が丘スポーツ公園	甲府市	県・市	自衛隊、消防
7	笛吹川フルーツ公園	山梨市	県	警察、自衛隊、消防
8	曾根丘陵公園	甲府市	県	自衛隊、消防
9	桂川ウェルネスパーク	大月市	県	警察、自衛隊、消防
10	韮崎中央公園	韮崎市	市	警察、自衛隊、消防
11	アイメッセ山梨	甲府市	県	物流事業者等

食糧 6,300 食 飲料水 6,300 リットル
 (3)(4) (略)
 (5) 防災活動拠点
 災害発生時において、応援部隊の受入、物資の集積、振分、運搬の拠点となる防災活動拠点を次のとおり設定し、災害時の利用形態を想定して、必要に応じた防災機能の強化を図る。

No.	拠点施設名	所在地	管理者	用途
1	小瀬スポーツ公園	甲府市	県	警察、自衛隊、消防、国土交通省
2	富士北麓公園	富士吉田市	県	警察、自衛隊、消防
3	楡形総合公園	南アルプス市	市	自衛隊、消防
4	富士川クラフトパーク	身延町	県	警察、自衛隊、消防
5	山梨県立防災安全センター	中央市	県	自衛隊、消防
6	緑が丘スポーツ公園	甲府市	県・市	自衛隊、消防
7	笛吹川フルーツ公園	山梨市	県	警察、自衛隊、消防
8	曾根丘陵公園	甲府市	県	自衛隊、消防
9	桂川ウェルネスパーク	大月市	県	警察、自衛隊、消防
10	韮崎中央公園	韮崎市	市	警察、自衛隊、消防
11	アイメッセ山梨	甲府市	県	物流事業者等

※警察、自衛隊、消防、国土交通省の使用が無い場合には、県災害対策本部で調整のうえ、ライフライン機関の活動拠点としても使用する。

33

第5節 風水害等予防対策
 1 山地の災害予防(森林環境部)
 本県の山地は、地形、地質などの特質から崩壊に起因する災害の発生が多い。
 このため、森林整備事業や治山事業の積極的な推進により、森林のもつ県土保全機能の維持増大を図るとともに、崩壊等の自然災害の危険頻度の高い山地災害危険地区とその流域の保全対策に努める。

第5節 風水害等予防対策
 1 山地の災害予防(森林環境部)
 本県の山地は、地形、地質などの特質から崩壊に起因する災害の発生が多い。
 このため、森林整備事業や治山事業の積極的な推進により、森林のもつ県土保全機能の維持増大を図るとともに、崩壊等の自然災害の危険頻度の高い山地災害危険地区とその流域の保全対策に努める。

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新
34	<p>なお、森林の持つ土砂災害防止などの公益的機能を十分発揮させるため、引き続き森林環境税[〃]を活用し、荒廃が進んでいる民有林の人工林を重点的に整備していく。</p> <p>2 河川対策(県土整備部)</p> <p>(1)(2)(3) (略)</p> <p>(4) 警戒避難体制の整備、ハザードマップの公表</p> <p>浸水想定区域をその区域に含む市町村は、水位情報や洪水予報の伝達方法、避難所その他洪水時に円滑かつ迅速な避難を図るために必要な事項を市町村地域防災計画において定め、住民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップなどの印刷物の配布その他必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>また、浸水想定区域内に主として高齢者等の避難行動要支援者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、洪水予報等の伝達方法を定めるものとし、市町村は、当該施設名称及び所在地を市町村地域防災計画に記載するものとする。</p> <p>市町村は、避難指示(緊急)、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始について、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成し、住民へ日頃から周知徹底するものとする。</p> <p>(5) (略)</p>	<p>なお、森林の持つ土砂災害防止などの公益的機能を十分発揮させるため、引き続き森林環境税^等を活用し、荒廃が進んでいる民有林の人工林を重点的に整備していく。</p> <p>2 河川対策(県土整備部)</p> <p>(1)(2)(3) (略)</p> <p>(4) 警戒避難体制の整備、ハザードマップの公表</p> <p>浸水想定区域をその区域に含む市町村は、水位情報や洪水予報の伝達方法、避難所その他洪水時に円滑かつ迅速な避難を図るために必要な事項を市町村地域防災計画において定め、住民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップなどの印刷物の配布その他必要な措置を講ずるものとする。<u>また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。</u></p> <p>また、浸水想定区域内に主として高齢者等の避難行動要支援者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、洪水予報等の伝達方法を定めるものとし、市町村は、当該施設名称及び所在地を市町村地域防災計画に記載するものとする。</p> <p>市町村は、避難指示(緊急)、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始について、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成し、住民へ日頃から周知徹底するものとする。</p> <p>(5) (略)</p>
35	<p>3 砂防対策(県土整備部)</p> <p>(1) 住民等[〃]に対する防災知識の普及</p>	<p>3 砂防対策(県土整備部)</p> <p>(1) 住民等^にに対する防災知識の普及</p>

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新
35	<p>県下に地すべり危険箇所は110箇所で、その内「地すべり等防止法」に基づく地すべり指定区域は、平成30年4月1日現在34箇所あり、積極的に対策工事を推進する。</p> <p>また、指定以外の危険箇所についても現地の監視を強化しながら対処していく。</p> <p>4 急傾斜地等危険地災害予防対策(県土整備部)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 急傾斜地崩壊危険区域及び災害危険区域の指定の促進</p> <p>県下に急傾斜地崩壊危険箇所は 2,715箇所(Ⅰ、Ⅱ、Ⅲランク合計※)でそのうち知事は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づいて、市町村長の意見を聞いて、崩壊のおそれのある地域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。</p> <p>指定した区域は、平成30年4月1日現在393箇所であるが、今後対象区域の拡大を図っていく。</p> <p>なお、これらの地域は建築基準法第39条に基づく災害危険区域として併せて指定される。</p> <p>※Ⅰ:保全人家5戸以上(保全人家5戸未満であっても公共的建物又は要配慮者利用施設がある場合を含む)</p> <p>Ⅱ:保全人家1～4戸</p> <p>Ⅲ:今後新規の住宅立地の可能性等のある箇所</p> <p>36 (3) 簡易雨量観測器の設置及び観測</p> <p>危険箇所の雨量観測は崩壊予察の有効な手法の一つであるので、市町村長は設置済又は今後設置の簡易雨量観測器によって雨量を観測し、災害発生想定危険雨量と比較し、緊急時における警戒避難の目安とするものとする。</p> <p>なお、設置機器の維持・点検は市町村において行うものとする。</p> <p>(4) 急傾斜地の崩壊に対する知識の普及</p> <p>県及び市町村は、危険地域の住民に対し、急傾斜地の災害の予防対策に対する事項、急傾斜地に係る法令等に関する知識の普及を図る。</p>	<p>県下に地すべりの土砂災害警戒区域が平成31年4月1日現在289箇所で、その内「地すべり等防止法」に基づく地すべり防止区域は、平成31年4月1日現在34箇所あり、積極的に対策工事を推進する。</p> <hr/> <p>4 急傾斜地崩壊防止 対策(県土整備部)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 急傾斜地崩壊危険区域 _____ の指定 _____</p> <p>県下に急傾斜の土砂災害警戒区域は平成31年4月1日現在4,360箇所でそのうち知事は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づいて、市町村長の意見を聞いて、崩壊のおそれのある地域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。</p> <p>指定した区域は、平成31年4月1日現在395箇所である _____。</p> <p>なお、これらの地域は建築基準法第39条に基づく災害危険区域として併せて指定される。</p> <hr/> <p>(3) 簡易雨量観測器の設置及び観測 _____</p> <p>_____ 市町村長は設置済又は今後設置の簡易雨量観測器によって雨量を観測し、県の公表する災害発生想定危険雨量と比較し、緊急時における警戒避難の目安とするものとする。</p> <p>なお、設置機器の維持・点検は市町村において行うものとする。</p> <p>(4) 急傾斜地の崩壊に対する知識の普及</p> <p>県及び市町村は、警戒区域の住民に対し、急傾斜地の災害の予防対策に対する事項、急傾斜地に係る法令等に関する知識の普及を図る。</p>

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新
37	<p>5 土砂災害警戒区域等における対策(県土整備部)</p> <p>(4) 土砂災害警戒情報 ア～キ(略) ク 住民の避難誘導體制</p> <p>__町村は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。</p>	<p>5 土砂災害警戒区域等における対策(県土整備部)</p> <p>(4) 土砂災害警戒情報 ア～キ(略) ク 住民の避難誘導體制</p> <p><u>市</u>町村は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする</p>
38	<p>6 農地災害予防対策(農政部)</p> <p>(1) <u>老朽化した農業用ため池の整備</u></p> <p>本県では、ため池等整備事業などの<u>農地防災事業</u>により、老朽化した農業用ため池の整備を進めてきた。</p> <p>また、<u>受益面積が 2ha以上の農業用ため池 118箇所について、一斉点検及び耐震調査を実施しており、調査結果等を踏まえ、「決壊した場合に人家や病院、学校などの重要な公共施設へ影響を与えるおそれがあるものであって、ハード又はソフト対策を講じる必要のあるもの」を防災重点ため池として、29箇所位置づけ、計画的に整備を行い、地域の防災・減災対策を推進していくこととしている。</u></p> <p><u>今後は、詳細な点検・調査を推進するとともに、老朽化の進行や耐震性の不足などに対応する施設の改修や補強について、施設管理者等との調整の上、計画的な整備を行う。</u></p> <p>また、ため池が決壊した場合の<u>被害</u>想定地域等を示した<u>ハザードマップの</u></p>	<p>6 農地災害予防対策(農政部)</p> <p>(1) <u>農業用ため池の防災・減災対策</u></p> <p>本県では、ため池等整備事業などの<u>農村地域防災減災事業</u>により、老朽化した農業用ため池の整備を進めてきた。</p> <p>また、<u>決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある農業用ため池について、「防災重点ため池」に選定するとともに、公表している。</u></p> <p>_____ _____ _____</p> <p>今後は、<u>この「防災重点ため池」を中心として、耐震や豪雨等に対して必要な機能を有していないため池や老朽化した施設については、関係市町村等と連携し、地域の合意形成を図りつつ、計画的な耐震化・豪雨時の洪水対策に取り組むこととしている。</u></p> <p>また、ため池が決壊した場合の<u>浸水</u>想定地域等を示した<u>「ハザードマップ」</u></p>

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新
39	<p>作成や情報連絡体制の整備を検討するとともに、日常点検の充実や多面的機能の維持・増進を図る保安全管理活動を通じた管理体制の強化を推進する。</p> <p>(2) 浸水・浸食被害を防ぐ農業水利施設等の整備 農地等の浸水・浸食被害が懸念される農村地域において、<u>たん水防除事業等により</u>、排水機場等の排水施設の整備を進めてきた。今後も、引き続き農地の浸水・浸食被害対策を推進するとともに、整備済み施設の寿命化・耐震化対策を併せて進める必要があることから、<u>農地の浸水が懸念される地域において、農業水利施設等の整備を進めるとともに、整備済みの排水機場等の耐震化を見据えた点検・調査を推進し、施設管理者等との調整の上、計画的な整備を行う。</u></p> <p>(3) 土砂災害等を防ぐ農業水利施設等の整備、用排水施設の整備 農地や農業用施設等の農業生産基盤に係る災害の未然防止や低下した機能を回復するため、これまで<u>必要性や</u>緊急性の高い箇所に対して土砂災害防止対策や地すべり対策等を実施し、農業生産の維持及び農家経営の安定化を図っているが、一方で、老朽化が著しい農業用施設も存在していることから、継続した農業生産基盤の整備が必要である。 <u>今後は、農業生産基盤等の災害対応力の強化に向けて、農地保全対策や基幹的農業水利施設等の点検・調査を進めるとともに、耐震化対策や長寿命化計画等の策定を検討し、計画的な整備を行う。</u> <u>また、農地や農業用施設等の地域資源の適切な保安全管理や自立的な防災、復旧活動の体制整備を推進する。</u></p> <p>(4) 農業集落排水施設の老朽化対策の推進 農業集落排水事業を昭和 59年度から実施し、44箇所の整備を行い、<u>農業集落の集落環境の向上を図ってきた。平成 25年度に整備目標 100%を達成し、一定の成果を得ているが、経年的な老朽化等により施設の機能低下が見られる施設については、耐震化も見据えた機能診断調査を行い、必要な対策を実施する必要がある。</u> <u>農業集落排水事業により整備した施設について、今後は、適正な処理機能</u></p>	<p><u>や「緊急連絡網」の随時更新を図り緊急時の迅速な避難行動につなげるとともに、ため池管理者への指導や豪雨後・災害時の点検等を行う体制の構築等、保安全管理体制の強化を推進する。</u></p> <p>(2) 浸水・浸食被害を防ぐ農業水利施設等の整備 農地等の浸水・浸食被害が懸念される農村地域において、<u>用排水路の法面崩落防止や</u>、排水機場等の排水施設の整備を進めてきた。今後も、引き続き農地の浸水・浸食被害対策を推進するとともに、整備済みの農業水利施設の長寿命化・耐震化対策を併せて進める必要がある。</p> <p>(3) 土砂災害等を防ぐ農業水利施設等の整備、用排水施設の整備 農地や農業用施設等の農業生産基盤に係る災害の未然防止や低下した機能を回復するため、これまで緊急性の高い箇所に対して土砂災害防止対策や地すべり対策等を実施し、農業生産の維持及び農家経営の安定と<u>国土の保全、農村地域の安全、安心な生活環境の実現を図っているが</u>、一方で、老朽化が著しい農業用施設も存在していることから、継続した農業生産基盤の整備が必要である。</p> <p>(4) 農業集落排水施設の老朽化対策の推進 農業集落排水事業により整備した施設について、<u>今後は、機能維持に向けた取組に努めるため、機能診断結果をもとに、適正な時期に必要な対策の実施、施設の維持管理体制の強化を図る。</u></p>

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新
41	<p><u>を維持させるため、耐震化も見据えた機能診断調査の推進と必要な対策の実施、施設の維持管理体制の強化を図る。</u></p> <p>(5) 基幹農道の整備</p> <p><u>基幹農道については、平成25年度に実施した橋梁 43橋と隧道 3箇所の一斉点検結果を踏まえ、長寿命化・耐震化対策を進める必要がある。</u></p> <p><u>今後は、老朽化が著しい橋梁及び隧道について、長寿命化・耐震化対策を推進して農業農村地域の防災・減災を図る。</u></p> <hr/> <p>第2章 災害予防計画 第7節 建築物災害予防対策 1 不燃建築物の建設促進対策</p> <p>県及び市町村は、大火災等による建築物の被害の軽減を図るため、次により建築物の不燃化の促進を図る。</p> <p>(1) 建築物が密集し、火災が発生した場合に延焼のおそれのある地域について、防火地域及び準防火地域を指定し、建築物の構造制限等不燃建築物の建設について指導を行う。</p> <p>ア 地域指定の状況</p>	<hr/> <p>(5) 基幹農道の整備</p> <p><u>基幹農道は農産物の生産や流通の向上を主な目的としている。一方、近年各地で頻発している大規模地震や豪雨災害等の発生時には避難路や緊急輸送路としての補助的な役割も担っていることから、緊急車両の走行を確保する対策も必要であるため、関係市町村と連携を図り、計画的に重要度の高い施設について長寿命化、耐震化対策を推進する。</u></p> <hr/> <p>第2章 災害予防計画 第7節 建築物災害予防対策 1 不燃建築物の建設促進対策</p> <p>県及び市町村は、大火災等による建築物の被害の軽減を図るため、次により建築物の不燃化の促進を図る。</p> <p>(1) 建築物が密集し、火災が発生した場合に延焼のおそれのある地域について、防火地域及び準防火地域を指定し、建築物の構造制限等不燃建築物の建設について指導を行う。</p> <p>ア 地域指定の状況</p>

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新
------	---	---

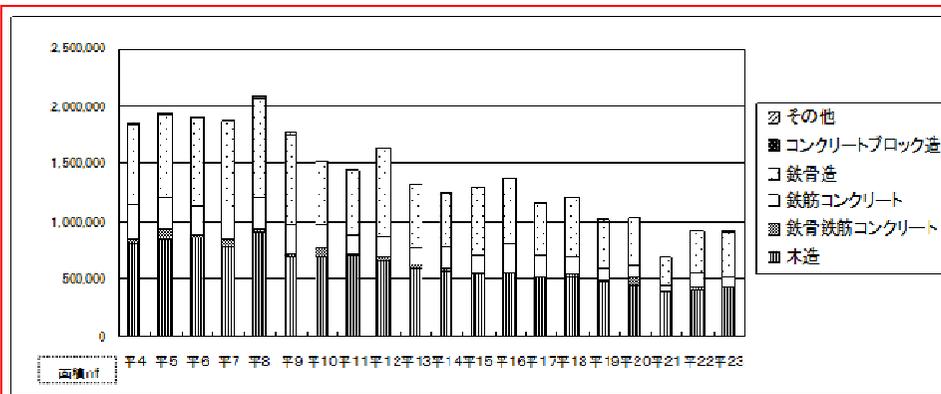
	防火地域	準防火地域	建築基準法第22条の指定地域
甲府市	59.8ha	197.2ha	1797ha
富士吉田市		42.0	577
甲州市		10.0	850
都留市		23.0	326
山梨市		8.3	172
大月市	2.6		
韮崎市		42.0	
甲斐市		2.8	802
富士川町			68
身延町			900
上野原市		10.2	90
市川三郷町			120

	防火地域	準防火地域	建築基準法第22条の指定地域
甲府市	60.0ha	197.0ha	1797ha
富士吉田市		42.0	577
甲州市		10.0	850
都留市		23.0	326
山梨市		7.2	172
大月市	2.6		
韮崎市		27.0	
甲斐市		2.8	802
富士川町			68
身延町			900
上野原市		10.2	90
市川三郷町			120

42

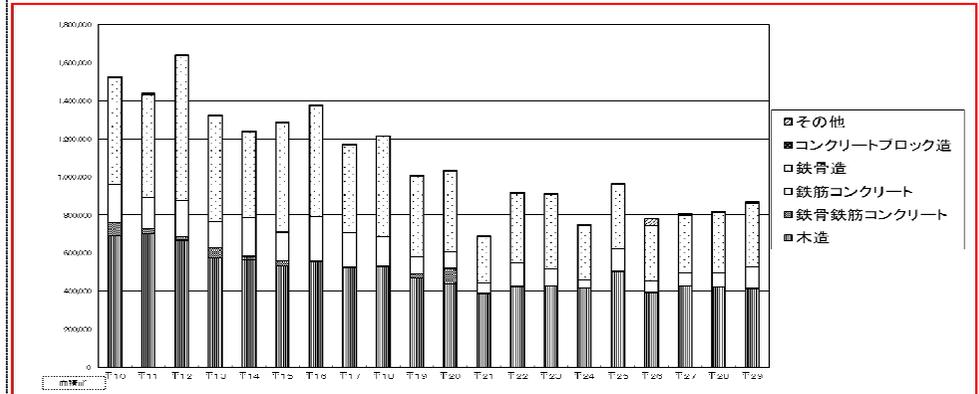
イ 建築物の建築状況 建築物の構造別面積

県下の平成 4 年から平成 23 年までの着工建築物の構造面積は次のとおりである。



イ 建築物の建築状況 建築物の構造別面積

県下の平成 10 年から平成 29 年までの着工建築物の構造面積は次のとおりである。



山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新
------	---	---

42	<p>3 公共施設災害予防計画 (1) (略) (2) 県有建物の現況</p> <p>ア 県有建物所有別一覧表 (平成<u>30</u>年3月31日現在)</p>	<p>3 公共施設災害予防計画 (1) (略) (2) 県有建物の現況</p> <p>ア 県有建物所有別一覧表 (平成<u>31</u>年3月31日現在)</p>																																																																																																																																																																							
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">木造</th> <th colspan="2">非木造</th> </tr> <tr> <th>箇所数</th> <th>面積(m²)</th> <th>箇所数</th> <th>面積(m²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>総合政策部</td><td>0</td><td>0.00</td><td>7</td><td>1,195.47</td></tr> <tr><td>県民生活部</td><td>4</td><td>93.87</td><td>57</td><td>65,358.57</td></tr> <tr><td>リニア交通局</td><td>0</td><td>0.00</td><td>3</td><td>2,578.40</td></tr> <tr><td>総務部</td><td>3</td><td>49.76</td><td>120</td><td>88,479.44</td></tr> <tr><td>防災局</td><td>0</td><td>0.00</td><td>24</td><td>10,499.74</td></tr> <tr><td>福祉保健部</td><td>7</td><td>279.45</td><td>148</td><td>67,045.44</td></tr> <tr><td>森林環境部</td><td><u>80</u></td><td><u>8,184.15</u></td><td>81</td><td>11,342.20</td></tr> <tr><td>産業労働部</td><td>4</td><td>33.55</td><td>95</td><td>53,851.58</td></tr> <tr><td>観光部</td><td>10</td><td>243.48</td><td><u>13</u></td><td><u>5,271.15</u></td></tr> <tr><td>農政部</td><td>7</td><td>655.24</td><td><u>310</u></td><td><u>69,727.74</u></td></tr> <tr><td>県土整備部</td><td>31</td><td><u>2,860.68</u></td><td><u>1,203</u></td><td><u>674,007.29</u></td></tr> <tr><td>企業局</td><td><u>14</u></td><td>2,070.91</td><td><u>64</u></td><td>19,718.51</td></tr> <tr><td>教育庁</td><td>19</td><td>1,441.41</td><td><u>1,115</u></td><td><u>641,231.07</u></td></tr> <tr><td>警察本部</td><td>21</td><td>1,888.78</td><td><u>742</u></td><td><u>102,793.87</u></td></tr> <tr><td>総計</td><td><u>200</u></td><td><u>17,801.28</u></td><td><u>3,980</u></td><td><u>1,813,101.00</u></td></tr> </tbody> </table>	区分	木造		非木造		箇所数	面積(m ²)	箇所数	面積(m ²)	総合政策部	0	0.00	7	1,195.47	県民生活部	4	93.87	57	65,358.57	リニア交通局	0	0.00	3	2,578.40	総務部	3	49.76	120	88,479.44	防災局	0	0.00	24	10,499.74	福祉保健部	7	279.45	148	67,045.44	森林環境部	<u>80</u>	<u>8,184.15</u>	81	11,342.20	産業労働部	4	33.55	95	53,851.58	観光部	10	243.48	<u>13</u>	<u>5,271.15</u>	農政部	7	655.24	<u>310</u>	<u>69,727.74</u>	県土整備部	31	<u>2,860.68</u>	<u>1,203</u>	<u>674,007.29</u>	企業局	<u>14</u>	2,070.91	<u>64</u>	19,718.51	教育庁	19	1,441.41	<u>1,115</u>	<u>641,231.07</u>	警察本部	21	1,888.78	<u>742</u>	<u>102,793.87</u>	総計	<u>200</u>	<u>17,801.28</u>	<u>3,980</u>	<u>1,813,101.00</u>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">木造</th> <th colspan="2">非木造</th> </tr> <tr> <th>箇所数</th> <th>面積(m²)</th> <th>箇所数</th> <th>面積(m²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>総合政策部</td><td>0</td><td>0.00</td><td>7</td><td>1,195.47</td></tr> <tr><td>県民生活部</td><td>4</td><td>93.87</td><td>57</td><td>65,358.57</td></tr> <tr><td>リニア交通局</td><td>0</td><td>0.00</td><td>3</td><td>2,578.40</td></tr> <tr><td>総務部</td><td>3</td><td>49.76</td><td>120</td><td>88,479.44</td></tr> <tr><td>防災局</td><td>0</td><td>0.00</td><td>24</td><td>10,499.74</td></tr> <tr><td>福祉保健部</td><td>7</td><td>279.45</td><td>148</td><td>67,045.44</td></tr> <tr><td>森林環境部</td><td><u>79</u></td><td><u>7,994.94</u></td><td>81</td><td>11,342.20</td></tr> <tr><td>産業労働部</td><td>4</td><td>33.55</td><td>95</td><td>53,851.58</td></tr> <tr><td>観光部</td><td>10</td><td>243.48</td><td><u>11</u></td><td><u>4,301.18</u></td></tr> <tr><td>農政部</td><td>7</td><td>655.24</td><td><u>311</u></td><td><u>69,334.59</u></td></tr> <tr><td>県土整備部</td><td>31</td><td><u>2,860.75</u></td><td><u>1,210</u></td><td><u>673,747.37</u></td></tr> <tr><td>企業局</td><td><u>16</u></td><td>2,070.91</td><td><u>64</u></td><td>19,718.51</td></tr> <tr><td>教育庁</td><td>19</td><td>1,441.41</td><td><u>1,110</u></td><td><u>640,110.27</u></td></tr> <tr><td>警察本部</td><td>21</td><td>1,888.78</td><td><u>746</u></td><td><u>107,931.56</u></td></tr> <tr><td>総計</td><td><u>201</u></td><td><u>17,612.14</u></td><td><u>3,987</u></td><td><u>1,815,494.32</u></td></tr> </tbody> </table>	区分	木造		非木造		箇所数	面積(m ²)	箇所数	面積(m ²)	総合政策部	0	0.00	7	1,195.47	県民生活部	4	93.87	57	65,358.57	リニア交通局	0	0.00	3	2,578.40	総務部	3	49.76	120	88,479.44	防災局	0	0.00	24	10,499.74	福祉保健部	7	279.45	148	67,045.44	森林環境部	<u>79</u>	<u>7,994.94</u>	81	11,342.20	産業労働部	4	33.55	95	53,851.58	観光部	10	243.48	<u>11</u>	<u>4,301.18</u>	農政部	7	655.24	<u>311</u>	<u>69,334.59</u>	県土整備部	31	<u>2,860.75</u>	<u>1,210</u>	<u>673,747.37</u>	企業局	<u>16</u>	2,070.91	<u>64</u>	19,718.51	教育庁	19	1,441.41	<u>1,110</u>	<u>640,110.27</u>	警察本部	21	1,888.78	<u>746</u>	<u>107,931.56</u>	総計	<u>201</u>	<u>17,612.14</u>	<u>3,987</u>
区分	木造		非木造																																																																																																																																																																						
	箇所数	面積(m ²)	箇所数	面積(m ²)																																																																																																																																																																					
総合政策部	0	0.00	7	1,195.47																																																																																																																																																																					
県民生活部	4	93.87	57	65,358.57																																																																																																																																																																					
リニア交通局	0	0.00	3	2,578.40																																																																																																																																																																					
総務部	3	49.76	120	88,479.44																																																																																																																																																																					
防災局	0	0.00	24	10,499.74																																																																																																																																																																					
福祉保健部	7	279.45	148	67,045.44																																																																																																																																																																					
森林環境部	<u>80</u>	<u>8,184.15</u>	81	11,342.20																																																																																																																																																																					
産業労働部	4	33.55	95	53,851.58																																																																																																																																																																					
観光部	10	243.48	<u>13</u>	<u>5,271.15</u>																																																																																																																																																																					
農政部	7	655.24	<u>310</u>	<u>69,727.74</u>																																																																																																																																																																					
県土整備部	31	<u>2,860.68</u>	<u>1,203</u>	<u>674,007.29</u>																																																																																																																																																																					
企業局	<u>14</u>	2,070.91	<u>64</u>	19,718.51																																																																																																																																																																					
教育庁	19	1,441.41	<u>1,115</u>	<u>641,231.07</u>																																																																																																																																																																					
警察本部	21	1,888.78	<u>742</u>	<u>102,793.87</u>																																																																																																																																																																					
総計	<u>200</u>	<u>17,801.28</u>	<u>3,980</u>	<u>1,813,101.00</u>																																																																																																																																																																					
区分	木造		非木造																																																																																																																																																																						
	箇所数	面積(m ²)	箇所数	面積(m ²)																																																																																																																																																																					
総合政策部	0	0.00	7	1,195.47																																																																																																																																																																					
県民生活部	4	93.87	57	65,358.57																																																																																																																																																																					
リニア交通局	0	0.00	3	2,578.40																																																																																																																																																																					
総務部	3	49.76	120	88,479.44																																																																																																																																																																					
防災局	0	0.00	24	10,499.74																																																																																																																																																																					
福祉保健部	7	279.45	148	67,045.44																																																																																																																																																																					
森林環境部	<u>79</u>	<u>7,994.94</u>	81	11,342.20																																																																																																																																																																					
産業労働部	4	33.55	95	53,851.58																																																																																																																																																																					
観光部	10	243.48	<u>11</u>	<u>4,301.18</u>																																																																																																																																																																					
農政部	7	655.24	<u>311</u>	<u>69,334.59</u>																																																																																																																																																																					
県土整備部	31	<u>2,860.75</u>	<u>1,210</u>	<u>673,747.37</u>																																																																																																																																																																					
企業局	<u>16</u>	2,070.91	<u>64</u>	19,718.51																																																																																																																																																																					
教育庁	19	1,441.41	<u>1,110</u>	<u>640,110.27</u>																																																																																																																																																																					
警察本部	21	1,888.78	<u>746</u>	<u>107,931.56</u>																																																																																																																																																																					
総計	<u>201</u>	<u>17,612.14</u>	<u>3,987</u>	<u>1,815,494.32</u>																																																																																																																																																																					

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新
------	---	---

43

第8節 文化財災害予防対策

1 保護の対象 (平成30年12月現在)

区分	国指定		県指定	
	件数	内訳	件数	内訳
有形文化財	109	建造物52 (内国宝2) 美術工芸品57 (内国宝3)	360	建造物65 美術工芸品295
無形文化財				
民俗文化財	5	無形4 有形1	33	無形20 有形13
史跡	15		29	
名勝	6	特別名勝2 名勝4	5	
重要伝統的建造物群	2			
天然記念物	34	特別天然記念物3 天然記念物31	107	
合計	171		534	

2 文化財保護対策

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) 文化財の管理責任
 - ア 文化財の管理については、所有者_____及び管理責任者にその責任を義務づけている。
 - イ (略)

44

3 文化財の防災施設

指定文化財の防災施設(防火施設、保存庫)については、所有者及び管理責任者の申請に基づき、予算の範囲内で補助金を交付する。補助金の率は、国指定

第8節 文化財災害予防対策

1 保護の対象 (令和元年12月現在)

区分	国指定		県指定	
	件数	内訳	件数	内訳
有形文化財	109	建造物52 (内国宝2) 美術工芸品57 (内国宝3)	364	建造物66 美術工芸品298
無形文化財				
民俗文化財	5	無形4 有形1	33	無形20 有形13
史跡	16		27	
名勝	6	特別名勝2 名勝4	5	
重要伝統的建造物群	2			
天然記念物	34	特別天然記念物3 天然記念物31	106	
合計	172		535	

2 文化財保護対策

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) 文化財の管理責任
 - ア 文化財の管理については、所有者、管理団体及び管理責任者にその責任を義務づけている。
 - イ (略)

3 文化財の防災施設

指定文化財の防災施設(防火施設、保存庫)については、所有者及び管理責任者の申請に基づき、予算の範囲内で補助金を交付する。補助金の率は、国指定

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新
44	<p>では <u>50%から 85%</u>、県指定では 50%が上限である。</p> <p>第9節 原子力災害予防対策 (略)</p> <p>・「放射性物質」…原子力基本法第3条第1項に規定する核燃料物質、核原料物質及び放射線同位元素等 <u>による放射線障害の防止等</u>に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素並びにこれらの物質により汚染されたものをいう。</p>	<p>では <u>国庫補助残 50%が上限</u>、県指定では 50%が上限である。</p> <p>第9節 原子力災害予防対策 (略)</p> <p>・「放射性物質」…原子力基本法第3条第1項に規定する核燃料物質、核原料物質及び放射線同位元素等 <u>の規制</u>に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素並びにこれらの物質により汚染されたものをいう。</p>
46	<p>第10節 特殊災害予防対策</p> <p>1 火薬類、高圧ガス、危険物、毒物劇物、放射性物質の災害予防対策</p> <p>(1) 災害予防体制</p> <p>関東東北産業保安監督部、県、市町村及び防災関係機関は、火薬類、高圧ガス、危険物、毒物劇物、放射性物質の爆発、漏洩等による災害の発生を未然に防止するため、相互に連携を図り予防対策を推進する。</p> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>第10節 特殊災害予防対策</p> <p>1 火薬類、高圧ガス、危険物、毒物劇物、放射性物質の災害予防対策</p> <p>(1) 災害予防体制</p> <p>関東東北産業保安監督部、県、市町村及び防災関係機関は、火薬類、高圧ガス、危険物、毒物劇物、放射性物質の爆発、漏洩等による災害の発生を未然に防止するため、相互に連携を図り予防対策を推進する。</p> <p><u>事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。</u></p>
47	<p>2 ガス事業施設の災害予防対策</p> <p>(1) ガス小売事業者、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者は、災害の未然防止のため、保安意識の高揚等を図るとともに、次の対策を実施するものとする。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 一般ガス <u>事業施設設備の新設にあたっては、耐震性のある資機材の使用及び十分な基礎工事を施し、軟弱地盤にあつては地盤改良を行うなど、耐震性の万全化</u></p>	<p>2 ガス事業施設の災害予防対策</p> <p>(1) ガス小売事業者、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者は、災害の未然防止のため、保安意識の高揚等を図るとともに、次の対策を実施するものとする。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 一般ガス <u>導管事業施設設備の新設にあたっては、耐震性のある資機材の使用及び十分な基礎工事を施し、軟弱地盤にあつては地盤改良を行うなど、耐震性の万全化</u></p>

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新
48	<p>オ～キ（略）</p> <p>ク ガス漏洩及び導管事故等の未然防止とその拡大防止のため、ガス使用者からの通報の受付連絡並びに状況に応じて緊急な出動ができるよう、別に定める「ガス漏洩及び<u>導管</u>事故処理要領」により、機器、体制の整備並びに関係者を教育・訓練</p> <p>(2) <u>コミュニティーガス事業</u>は、災害の未然防止のため、保安意識の高揚等を図るとともに、次の対策を実施するものとする。 ア ガス施設については、ガス事業法による保安規程_____に定める検査又は点検基準に基づく保守点検を実施 ウ <u>ボンベ収納庫</u>の耐震化の促進及び<u>ボンベ</u>の転倒防止措置の強化</p> <p>第11節 情報通信システムの整備</p> <p>6 市町村防災行政無線システムの整備</p> <p>市町村は、市町村本部、各集落、防災関係機関及び災害現場等との間の通信を確保するため、防災行政無線システム(同報無線、<u>地域防災無線</u>、移動無線、<u>個別受信機</u>等)及び衛星携帯電話を含めた多様な手段の整備を図るとともに、避難所等と結ぶ通信網の整備・拡充と、その運用の習熟に努めるものとする。</p>	<p>オ～キ（略）</p> <p>ク ガス漏洩及び導管事故等の未然防止とその拡大防止のため、ガス使用者からの通報の受付連絡並びに状況に応じて緊急な出動ができるよう、別に定める「ガス漏洩及び<u>ガス</u>事故等処理要領」により、機器、体制の整備並びに関係者を教育・訓練</p> <p>(2) <u>ガス小売事業(旧簡易ガス)</u>は、災害の未然防止のため、保安意識の高揚等を図るとともに、次の対策を実施するものとする。 ア ガス施設については、ガス事業法による保安規程(<u>旧簡易ガス</u>)に定める検査又は点検基準に基づく保守点検を実施 ウ <u>特定製造所</u>の耐震化の促進及び<u>容器等</u>の転倒防止措置の強化</p> <p>第11節 情報通信システムの整備</p> <p>6 市町村防災行政無線システムの整備</p> <p>市町村は、市町村本部、各集落、防災関係機関及び災害現場等との間の通信を確保するため、防災行政無線システム(同報無線、_____移動無線、<u>戸別受信機</u>等)及び衛星携帯電話を含めた多様な手段の整備を図るとともに、避難所等と結ぶ通信網の整備・拡充と、その運用の習熟に努めるものとする。</p>
53	<p>第12節</p> <p>1 高齢者・障害者等の要配慮者対策</p> <p>(1) 要配慮者の生活支援などを行う人材の育成 ア <u>庁内に、福祉関係部局を中心とした要配慮者支援班を設置し</u>、要配慮者の避難支援業務を実施する。 イ 小地域単位での住民参加型防災学習会を開催するものとする。 ウ 自主防災活動や災害時に障害者などの救援を担う人材の育成と、自主防災組織等の中での継続的な位置づけを確立するとともにその活用を図</p>	<p>第12節</p> <p>1 高齢者・障害者等の要配慮者対策</p> <p>(1) 要配慮者の生活支援などを行う人材の育成 ア <u>福祉関係部局を中心とし、関係機関と連携して</u>、要配慮者の避難支援業務を実施する。 イ 小地域単位での住民参加型防災学習会を開催するものとする。 ウ 自主防災活動や災害時に障害者などの救援を担う人材の育成と、自主防災組織等の中での継続的な位置づけを確立するとともにその活用を図</p>

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新
54	<p>るものとする。</p> <p>エ <u>地域ぐるみの要配慮者支援体制「助け合いネットワーク会議」を開催するものとする。</u></p> <p>オ 多数の住民が参加して行う自主防災マップづくりや、避難支援者が障害者や高齢者等を避難誘導する防災訓練を反復実施するものとする。</p> <p>(2) プライバシー保護に配慮した避難行動要支援者把握と避難誘導體制の確立 ア～ウ</p> <p>エ 健常者に先駆けて、東海地震「注意情報」発表時や南海トラフ地震に関連する情報<u>(臨時)</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 避難所における対応</p> <p>市町村は、第3章第11節に規定する指定避難所を中心に被災者の健康維持に必要な活動を行うものとする。</p> <p>特に、高齢者や障害者等の要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、手話通訳者、ガイドヘルパー、<u>ボランティア団体</u>等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。</p> <p><u>2 外国人及び観光客対策</u></p> <p><u>災害に対して知識が乏しくかつ日本語の理解も十分でない外国人や地理に不案内な観光客に対しては、平常時から基礎的防災情報の提供等、防災知識の普及を図る。</u></p> <p><u>また、被災外国人や観光客に適切に対応できるよう、対応マニュアル等の整備を図る。</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>るものとする。</p> <p>エ <u>削除</u></p> <p>オ 多数の住民が参加して行う自主防災マップづくりや、避難支援者が障害者や高齢者等を避難誘導する防災訓練を反復実施するものとする。</p> <p>(2) プライバシー保護に配慮した避難行動要支援者把握と避難誘導體制の確立 ア～ウ</p> <p>エ 健常者に先駆けて、東海地震「注意情報」発表時や南海トラフ地震に関連する情報_____</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 避難所における対応</p> <p>市町村は、第3章第11節に規定する指定避難所を中心に被災者の健康維持に必要な活動を行うものとする。</p> <p>特に、高齢者や障害者等の要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、手話通訳者、ガイドヘルパー、<u>NPO・ボランティア等</u>の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。</p> <p><u>2 在住外国人及び外国人観光客(以下「外国人」という。)対策</u></p> <p><u>(1) 外国人の災害時の混乱や被害を抑制するため、平常時から防災情報の提供や防災知識の普及を図る。</u></p> <p><u>ア 防災訓練の実施</u></p> <p><u>イ 外国人への災害時対応マニュアルの整備</u></p> <p><u>ウ 災害時外国人支援情報コーディネーターの育成</u></p> <p><u>(2) 大規模災害が発生し、又は、その恐れがあると認められ、山梨県災害対策本部が設置された場合には、山梨県国際交流センター等に災害多言語支援センターを設置するとともに同センターと連携して外国人の混乱や不安の拡大を抑制する。</u></p> <p><u>ア 災害時外国人支援情報コーディネーターを活用した情報の収集及び整理</u></p>

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新
55	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>第14節 災害ボランティア支援体制の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、山梨県社会福祉協議会及び山梨県ボランティア協会等と協力して、地域の<u>ボランティア団体等</u>との連携を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。</p> <p>また、平常時の登録、研修、災害時におけるボランティアの受入・調整を行う体制、被災者ニーズの情報提供方策等について、<u>市町村社会福祉協議会等との連携を強化していくとともに、県災害救援ボランティア本部の運営本部体制を構築する。</u></p> <p>3 県は、土砂災害に特化した組織である、砂防ボランティアの活動を支援するとともに、<u>土砂災害危険箇所</u>の点検を行い、災害対策を推進する。</p>	<p><u>イ 外国語での情報の提供</u></p> <p><u>ウ 市町村等からの要請への対応</u></p> <p><u>エ 外国人との連携</u></p> <p>第14節 災害ボランティア支援体制の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、山梨県社会福祉協議会及び山梨県ボランティア協会等と協力して、地域の<u>NPO・ボランティア等</u>との連携を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。</p> <p>また、平常時の登録、研修、災害時におけるボランティアの受入・調整を行う体制、被災者ニーズの情報提供方策等について、<u>山梨県社会福祉協議会等との連携を強化し、災害ボランティアの受入体制の整備を図る。</u></p> <p>3 県は、土砂災害に特化した組織である、砂防ボランティアの活動を支援するとともに、<u>土砂災害警戒区域</u>の点検を行い、災害対策を推進する。</p>
56	<p>第3章 災害応急対策</p> <p>第1節 応急活動体制</p> <p>1 県災害対策本部</p> <p>(1) 設置基準</p> <p>災害対策基本法第23条第1項の規定により、知事が山梨県災害対策本部(以下「県本部」という。)を設置する基準は、次のいずれかに該当するときとする。</p> <p>各災害共通</p> <p>相当規模の災害が発生し、又は、発生している恐れがあり、災害応急対策を必要とするとき</p> <p>ア(略)</p> <p>イ 地震</p>	<p>第3章 災害応急対策</p> <p>第1節 応急活動体制</p> <p>1 県災害対策本部</p> <p>(1) 設置基準</p> <p>災害対策基本法第23条第1項の規定により、知事が山梨県災害対策本部(以下「県本部」という。)を設置する基準は、次のいずれかに該当するときとする。</p> <p>各災害共通</p> <p>相当規模の災害が発生し、又は、発生している恐れがあり、災害応急対策を必要とするとき</p> <p>ア(略)</p> <p>イ 地震</p>

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新
------	---	---

57	<p>a 県内で発生した震度5弱・5強の地震で、相当規模の災害が発生し、又は発生している恐れがあるとき。</p> <p>b 震度6弱以上の地震が県内に発生したとき。</p> <hr style="border: 1px solid red;"/> <div style="text-align: center;"> <p style="font-size: small;">(注) 災害の状況に応じて、現地災害本部を置くことができる。組織、編成等は、その都度、本部長が定める。</p> </div> <p>イ 県本部の編成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <tr> <td>本部長 知事</td> <td>副本部長 副知事 主幹部長 県警本部長</td> <td>本部長 各部長、公営企業管理者 教育長、防災危機管理監</td> <td>部編成 統括部、各部局、企業局、教委、県警本部</td> <td>班編成 各課室等</td> </tr> </table> <p>ウ 地方連絡本部の編成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <tr> <td>本部長 地域県民センター所長</td> <td>本部長 出先機関の長等</td> </tr> </table> <p>エ (略)</p> <p>オ 県本部の設置場所</p> <p>県本部は、特別の場合(例えば庁舎被災時)を除き、県庁防災新館4階401～405会議室に設置する。</p> <p style="color: red;">電話番号(直通) (055)223-1849、232-7711～7720</p> <p>カ (略)</p> <p>キ 県災害対策本部長の権限</p> <p>県災害対策本部長は、県内に係る災害予防又は災害応急対策を的確かつ迅速に実施するために必要があると認めるときは、災害対策基本法第23</p>	本部長 知事	副本部長 副知事 主幹部長 県警本部長	本部長 各部長、公営企業管理者 教育長、 防災危機管理監	部編成 統括部、各部局、企業局、教委、県警本部	班編成 各課室等	本部長 地域県民センター所長	本部長 出先機関の長等	<p>a 県内で発生した震度5弱・5強の地震で、相当規模の災害が発生し、又は発生している恐れがあるとき。</p> <p>b 震度6弱以上の地震が県内に発生したとき。</p> <p style="color: red;">c 「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき。」</p> <p>(2) 県災害対策本部の概要</p> <p>ア 組織系統</p> <div style="text-align: center;"> <p style="font-size: small;">(注) 災害の状況に応じて、現地災害本部を置くことができる。組織、編成等は、その都度、本部長が定める。</p> </div> <p>イ 県本部の編成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <tr> <td>本部長 知事</td> <td>副本部長 副知事 県警本部長</td> <td>本部長 各部長、公営企業管理者 教育長、知事政策補佐官 会計管理者</td> <td>部編成 統括部、各部局、企業局、教委、県警本部</td> <td>班編成 各課室等</td> </tr> </table> <p>ウ 地方連絡本部の編成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <tr> <td>本部長 地域県民センター所長</td> <td>本部長 出先機関の長等</td> </tr> </table> <p>エ (略)</p> <p>オ 県本部の設置場所</p> <p>県本部は、特別の場合(例えば庁舎被災時)を除き、県庁防災新館4階に設置する。</p> <hr style="border: 1px solid red;"/> <p>カ (略)</p> <p>キ 県災害対策本部長の権限</p> <p>県災害対策本部長は、県内に係る災害予防又は災害応急対策を的確かつ迅速に実施するために必要があると認めるときは、災害対策基本法第23</p>	本部長 知事	副本部長 副知事 県警本部長	本部長 各部長、公営企業管理者 教育長、 知事政策補佐官 会計管理者	部編成 統括部、各部局、企業局、教委、県警本部	班編成 各課室等	本部長 地域県民センター所長	本部長 出先機関の長等
本部長 知事	副本部長 副知事 主幹部長 県警本部長	本部長 各部長、公営企業管理者 教育長、 防災危機管理監	部編成 統括部、各部局、企業局、教委、県警本部	班編成 各課室等												
本部長 地域県民センター所長	本部長 出先機関の長等															
本部長 知事	副本部長 副知事 県警本部長	本部長 各部長、公営企業管理者 教育長、 知事政策補佐官 会計管理者	部編成 統括部、各部局、企業局、教委、県警本部	班編成 各課室等												
本部長 地域県民センター所長	本部長 出先機関の長等															
58																

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新
59	<p>条第7項に基づき、関係行政機関及び関係機関の長並びにボランティア団体及び各種団体の代表者等に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めるものとする。</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>(8) 県災害警戒本部</p> <p>防災危機管理監は、災害対策本部が設置されない場合で、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、関係部局相互の緊密な連絡・調整が必要と認められる場合は、災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)を設置するものとする。</p> <p>設置基準</p> <p>県災害対策本部活動要領により、防災危機管理監が警戒本部を設置する基準は、次のいずれかに該当するときとする。</p> <p>各災害共通</p> <p>未だ災害は発生していないが、状況の推移によっては、相当規模の災害発生の恐れがあると判断したとき</p> <p>ア(略)</p> <p>イ 地震</p> <p> a 震度5弱・5強の地震が県内に発生したとき</p> <hr/> <p>ウ 火山噴火</p> <p> 噴火警戒レベル3(入山規制)が発表されたとき</p> <p>エ その他、防災危機管理監が必要と認められたとき</p>	<p>条第7項に基づき、関係行政機関及び関係機関の長並びにNPO・ボランティア等及び各種団体の代表者等に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めるものとする。</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>(8) 県災害警戒本部</p> <p>防災局長は、災害対策本部が設置されない場合で、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、関係部局相互の緊密な連絡・調整が必要と認められる場合は、災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)を設置するものとする。</p> <p>設置基準</p> <p>県災害対策本部活動要領により、防災局長が警戒本部を設置する基準は、次のいずれかに該当するときとする。</p> <p>各災害共通</p> <p>未だ災害は発生していないが、状況の推移によっては、相当規模の災害発生の恐れがあると判断したとき</p> <p>ア(略)</p> <p>イ 地震</p> <p> a 震度5弱・5強の地震が県内に発生したとき</p> <p> b 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき</p> <p>ウ 火山噴火</p> <p> 噴火警戒レベル3(入山規制)が発表されたとき</p> <p>エ その他、防災局長が必要と認められたとき</p>
60	<p>2 県職員の配備体制</p> <p>(1)(2) (略)</p> <p>(3) 初動体制職員</p> <p>勤務時間外に発生する大規模災害に対処し、迅速かつ円滑な災害対策本部及び地方連絡本部の運営を行うため、初動体制職員を指名し、初動体制の整備を図ることとする。</p> <p>初動体制職員は、次の場合において、直ちに予め指定した災害対策本部等に登庁し、指定された業務を行う。</p>	<p>2 県職員の配備体制</p> <p>(1)(2) (略)</p> <p>(3) 初動体制職員</p> <p>勤務時間外に発生する大規模災害に対処し、迅速かつ円滑な災害対策本部及び地方連絡本部の運営を行うため、初動体制職員を指名し、初動体制の整備を図ることとする。</p> <p>初動体制職員は、次の場合において、直ちに予め指定した災害対策本部等に登庁し、指定された業務を行う。</p>

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新
	<p>ア 県内で震度6弱以上の大規模地震が発生したとき イ 富士山において、噴火警戒レベル4以上が発表されたとき ウ 県内において、特別警報が発表されたとき エ その他、交通網の途絶により、本庁舎や合同庁舎に多くの職員が速やかに参集できないとき</p>	<p>ア 県内で震度6弱以上の大規模地震が発生したとき イ 富士山において、噴火警戒レベル5が発表されたとき ウ その他、交通網の途絶により、本庁舎や合同庁舎に多くの職員が速やかに参集できないとき</p>
61	<p>4 広域応援体制</p>	<p>4 広域応援体制</p>
	<p>(1) 知事の応援要請等</p>	<p>(1) 知事の応援要請等</p>
	<p>①～③ (略)</p>	<p>①～③ (略)</p>
62	<p>④(略)</p>	<p>④ (略)</p>
	<p>(災害対策基本法第74条の2第1項)</p>	<p>(災害対策基本法第74条の3第1項)</p>
	<p>⑤ (略)</p>	<p>⑤ (略)</p>
	<p>(災害対策基本法第74条の2第2項及び4項)</p>	<p>(災害対策基本法第74条の3第2項及び4項)</p>
	<p>⑥(略)</p>	<p>⑥ (略)</p>
	<p>(2) 市町村の応援要請等</p>	<p>(2) 市町村の応援要請等</p>
	<p>①② (略)</p>	<p>①② (略)</p>
	<p>③ (略)</p>	<p>③ (略)</p>
	<p>(災害対策基本法第74条の2第4項)</p>	<p>(災害対策基本法第74条の3第4項)</p>
	<p>(3) (略)</p>	<p>(3) (略)</p>
	<p>(4) 消防の応援要請</p>	<p>(4) 消防の応援要請</p>
	<p>① (略)</p>	<p>① (略)</p>
63	<p>② 緊急消防援助隊による広域応援</p>	<p>② 緊急消防援助隊による広域応援</p>
	<p>ア (略)</p>	<p>ア (略)</p>
	<p>イ 緊急消防援助隊の任務</p>	<p>イ 緊急消防援助隊の任務</p>
	<p>1) (略)</p>	<p>1) (略)</p>
	<p>2) 指揮支援部隊</p>	<p>2) 指揮支援部隊</p>
64	<p>1 (略)</p>	<p>1 (略)</p>
	<p>2 指揮支援部隊は、別表第1に掲げる消防本部の指揮支援隊をもって編成する。_____</p>	<p>2 指揮支援部隊は、別表第1に掲げる消防本部の指揮支援隊をもって編成する。各隊の長は、それぞれ統括指揮支援隊長、指揮支援隊長及び航空指揮支援隊長とする。</p>

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新
65	<p>出動できない場合は、長官が別に定めるところによるものとする。 <u>・ 都道府県隊長は、上記の任務を行うために必要な場合は、指揮隊を設置するものとする。</u></p> <p>ウ <u>部隊の任務</u> 都道府県 <u>指揮隊</u>、消火 <u>部隊</u>、救助 <u>部隊</u>、救急 <u>部隊</u>、後方支援 <u>部隊</u>、<u>航空部隊</u>、水上 <u>部隊</u>、特殊災害 <u>部隊</u> 及び特殊装備 <u>部隊</u> の任務は、次に掲げるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 都道府県 <u>指揮隊</u> <u>指揮支援部隊長の管理を受け、被災地における当該都道府県隊の活動を管理する</u> 2) 消火 <u>部隊</u> 主として被災地における消火活動を行うこと。 3) 救助 <u>部隊</u> 主として被災地における要救助者の検索、救助活動を行うこと。 4) 救急 <u>部隊</u> 主として被災地における救急活動を行うこと。 5) 後方支援 <u>部隊</u> 主として被災地における緊急消防援助隊の活動に関して必要な輸送・補給活動等を行うこと。 6) <u>航空部隊</u> 主として被災地における <u>航空機を用いた消防活動を行うこと。</u> 7) 水上 <u>部隊</u> 主として被災地における消防艇を用いた消防活動を行うこと。 8) 特殊災害 <u>部隊</u> 主として被災地における特殊な災害に対応するための消防活動を行うこと。 9) 特殊装備 <u>部隊</u> 主として被災地における特別な装備を用いた消防活動を行うこと。 <p>エ 出動計画等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 出動決定のための措置等 <ol style="list-style-type: none"> 1 長官は、被災地の属する都道府県の知事その他の関係地方公共団体の長等との密接な連携を図り、緊急消防援助隊の出動の必要の有無を判断し、消防組織法第 44 条の規定に基づき適切な措置をとるものとする。<u>大規模地震対策特別措置法第 3 条第 1 項に規定する地震防災対策強化地域に係る著しい地震災害その他の大規模な災害又は毒性物質の発散等による特殊災害に対し、同条第 5 項の規定に基づき適切な措置をとるものとする。</u> 	<p>出動できない場合は、長官が別に定めるところによるものとする。</p> <hr/> <p>ウ <u>都道府県大隊指揮隊及び中隊の任務</u> 都道府県 <u>大隊</u> 指揮隊、消火 <u>中隊</u>、救助 <u>中隊</u>、救急 <u>中隊</u>、後方支援 <u>中隊</u>、<u>通信支援中隊</u>、水上 <u>中隊</u>、特殊災害 <u>中隊</u> 及び特殊装備 <u>中隊</u> の任務は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 都道府県 <u>大隊</u> 指揮隊 <u>主として被災地における都道府県大隊の活動の指揮を行うこと。</u> 2) 消火 <u>中隊</u> 主として被災地における消火活動を行うこと。 3) 救助 <u>中隊</u> 主として被災地における要救助者の検索、救助活動を行うこと。 4) 救急 <u>中隊</u> 主として被災地における救急活動を行うこと。 5) 後方支援 <u>中隊</u> 主として被災地における緊急消防援助隊の活動に関して必要な輸送・補給活動等を行うこと。 6) <u>通信支援中隊</u> 主として被災地における <u>緊急消防援助隊の活動に関して通信の確保等に関する支援活動を行うこと。</u> 7) 水上 <u>中隊</u> 主として被災地における消防艇を用いた消防活動を行うこと。 8) 特殊災害 <u>中隊</u> 主として被災地における特殊な災害に対応するための消防活動を行うこと。 9) 特殊装備 <u>中隊</u> 主として被災地における特別な装備を用いた消防活動を行うこと。 <p>エ 出動計画等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 出動決定のための措置等 <ol style="list-style-type: none"> 1 長官は、被災地の属する都道府県の知事その他の関係地方公共団体の長等との密接な連携を図り、緊急消防援助隊の出動の必要の有無を判断し、消防組織法第 44 条の規定に基づき適切な措置をとるものとする。<u>また、東海地震、南海トラフ地震、首都直下地震又はNBC災害に対し、速やかに同条第 5 項の規定に基づき適切な措置をとるものとし、その他の大規模な災害に対しても、災害の状況、災害対策基本法第 24 条第 1 項に規定する非常災害対策本部又は同法第 28 条の 2 第 1 項に規定する緊急災害対策本部の</u>

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

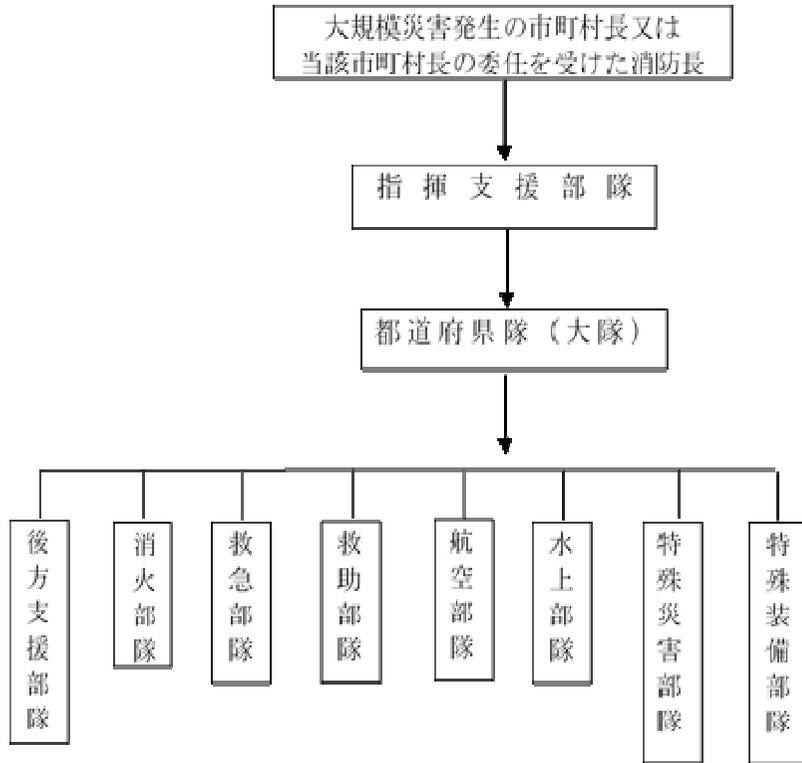
本編頁数	旧	新
------	---	---

	<p>2 (略)</p> <p>3 <u>災害の規模等に照らし出動が予想される場合又は次の1若しくは2のいずれかに該当する場合には、出動が予想される消防機関の長及び都道府県設置された航空部隊の隊長は、速やかに緊急消防援助隊の出動の準備を行うものとする。</u></p> <p>2) 基本的な出動計画</p> <p>1 第一次出動都道府県隊</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模災害又は特殊災害が発生した場合に、原則として第一次的に応援出動する都道府県__隊を第一次出動都道府県__隊とし、災害が発生した都道府県(以下「災害発生都道府県」という。)ごとの第一次出動都道府県__隊を別表第3のとおりとする。 ・ 上記にかかわらず、航空部隊に係る第一次出動都道府県隊については、長官が別に定めるところによるものとする。 ・ 大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合、当該災害発生都道府県に係る第一次出動都道府県隊は、速やかに応援出動の準備を行った後、長官が別に定めるところにより、参集を開始するものとする。 <p>2 出動準備都道府県__隊</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第一次出動都道府県__隊のほか、大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う都道府県__隊を出動準備都道府県__隊とし、災害発生都道府県ごとの出動準備都道府県__隊を別表第4のとおりとする。 ・ 航空部隊に係る出動準備都道府県隊については、長官が別に定めるところによるものとする。 <p>オ <u>東海</u> 地震等についての出動の考え方</p> <p><u>東海</u> 地震、首都直下地震、<u>東南海・南海地震</u>その他の大規模地震については、著しい地震災害が想定され、第1次出動都道府県__隊及び出動準備都道府県__隊だけでは、消防力が不足すると考えられることから、長官が<u>別に定めるところにより、</u>各地域の被害の状況等を踏まえた上で、全国的規模での緊急消防援助隊<u>の出動を行うものとする。</u>こ</p>	<p><u>設置状況、応援の必要性等を考慮し、同様の措置をとるものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>大規模な地震等が発生した場合においては、長官が別に定めるところにより、都道府県及び消防機関は、</u> <u>緊急消防援助隊の出動の準備を行うものとする。</u></p> <p>2) 基本的な出動計画</p> <p>1 第一次出動都道府県隊</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模災害又は特殊災害が発生した場合に、原則として第一次的に応援出動する都道府県<u>大</u>隊を第一次出動都道府県<u>大</u>隊とし、災害が発生した都道府県(以下「災害発生都道府県」という。)ごとの第一次出動都道府県<u>大</u>隊を別表第3のとおりとする。 <p>2 出動準備都道府県<u>大</u>隊</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第一次出動都道府県<u>大</u>隊のほか、大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う都道府県<u>大</u>隊を出動準備都道府県<u>大</u>隊とし、災害発生都道府県ごとの出動準備都道府県<u>大</u>隊を別表第4のとおりとする。 <p>オ <u>南海トラフ</u>地震等についての出動の考え方</p> <p><u>南海トラフ</u>地震、首都直下地震<u>その他の大規模地震</u>については、著しい地震災害が想定され、第一次出動都道府県<u>大</u>隊及び出動準備都道府県<u>大</u>隊だけでは、消防力が不足すると考えられることから、長官が別に<u>当該地震ごとにアクションプランを定め、</u>各地域の被害の状況等を踏まえた上で、全国規模での緊急消防援助隊<u>が出動する</u>ものとする。こ</p>
--	---	---

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新
------	---	---

緊急消防援助隊組織図



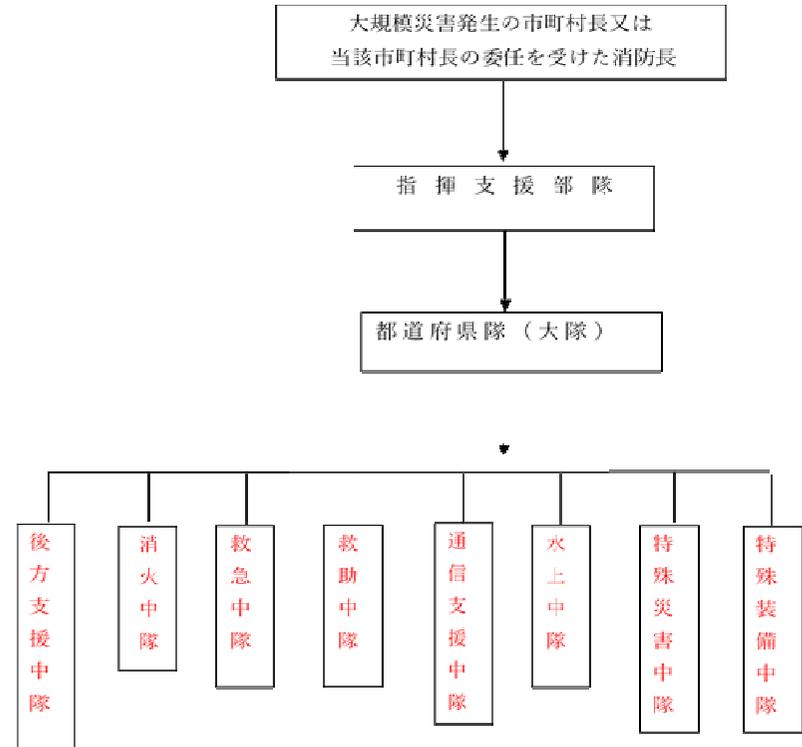
6 自衛隊災害派遣要請の概要

(1)~(7) (略)

(8) 部隊等の活動内容

内容	詳細
道路や水路の障害物の除去	道路もしくは水路が破損又は障害物がある場合の 警戒 ・除去

緊急消防援助隊組織図



6 自衛隊災害派遣要請の概要

(1)~(7) (略)

(8) 部隊等の活動内容

内容	詳細
道路や水路の障害物の除去	道路もしくは水路が破損又は障害物がある場合の 啓開 ・除去

80

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新
------	---	---

89 7 広域応援体制に必要となる防災活動拠点

(1) 災害救助要員の集結・派遣場所となる防災活動拠点の設定
 災害発生時において、応援部隊の受入、物資の集積、振分、運搬の拠点となる場所を設定する。

災害救助要員の集結・派遣場所となる防災活動拠点一覧表

No.	拠点施設名	所在地	管理者	用途
1	小瀬スポーツ公園	甲府市	県	警察、自衛隊、消防、国土交通省
2	富士北麓公園	富士吉田市	県	警察、自衛隊、消防
3	楡形総合公園	南アルプス市	市	自衛隊、消防
4	富士川クラブパーク	身延町	県	警察、自衛隊、消防
5	山梨県立防災安全センター	中央市	県	自衛隊、消防
6	緑が丘スポーツ公園	甲府市	県・市	自衛隊、消防
7	笹吹川フルーツ公園	山梨市	県	警察、自衛隊、消防
8	曾根丘陵公園	甲府市	県	自衛隊、消防
9	桂川ウェルネスパーク	大月市	県	警察、自衛隊、消防
10	韮崎中央公園	韮崎市	市	警察、自衛隊、消防
11	アイメッセ山梨	甲府市	県	物流事業者等

第2節 災害関係情報等の受伝達

1 予報及び特別警報・警報・注意報等の受理、伝達

(1) (略)

(別表1)(別表2) (略)

95

(別表3)大雨注意報基準

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
中北地域	昭和町	8	132

7 広域応援体制に必要となる防災活動拠点

(1) 災害救助要員の集結・派遣場所となる防災活動拠点の設定
 災害発生時において、応援部隊の受入、物資の集積、振分、運搬の拠点となる場所を設定する。

災害救助要員の集結・派遣場所となる防災活動拠点一覧表

No.	拠点施設名	所在地	管理者	用途
1	小瀬スポーツ公園	甲府市	県	警察、自衛隊、消防、国土交通省
2	富士北麓公園	富士吉田市	県	警察、自衛隊、消防
3	楡形総合公園	南アルプス市	市	自衛隊、消防
4	富士川クラブパーク	身延町	県	警察、自衛隊、消防
5	山梨県立防災安全センター	中央市	県	自衛隊、消防
6	緑が丘スポーツ公園	甲府市	県・市	自衛隊、消防
7	笹吹川フルーツ公園	山梨市	県	警察、自衛隊、消防
8	曾根丘陵公園	甲府市	県	自衛隊、消防
9	桂川ウェルネスパーク	大月市	県	警察、自衛隊、消防
10	韮崎中央公園	韮崎市	市	警察、自衛隊、消防
11	アイメッセ山梨	甲府市	県	物流事業者等

※警察、自衛隊、消防、国土交通省の使用が無い場合には、県災害対策本部で調整のうえ、ライフライン機関の活動拠点としても使用する。

第2節 災害関係情報等の受伝達

1 予報及び特別警報・警報・注意報等の受理、伝達

(1) (略)

(別表1)(別表2) (略)

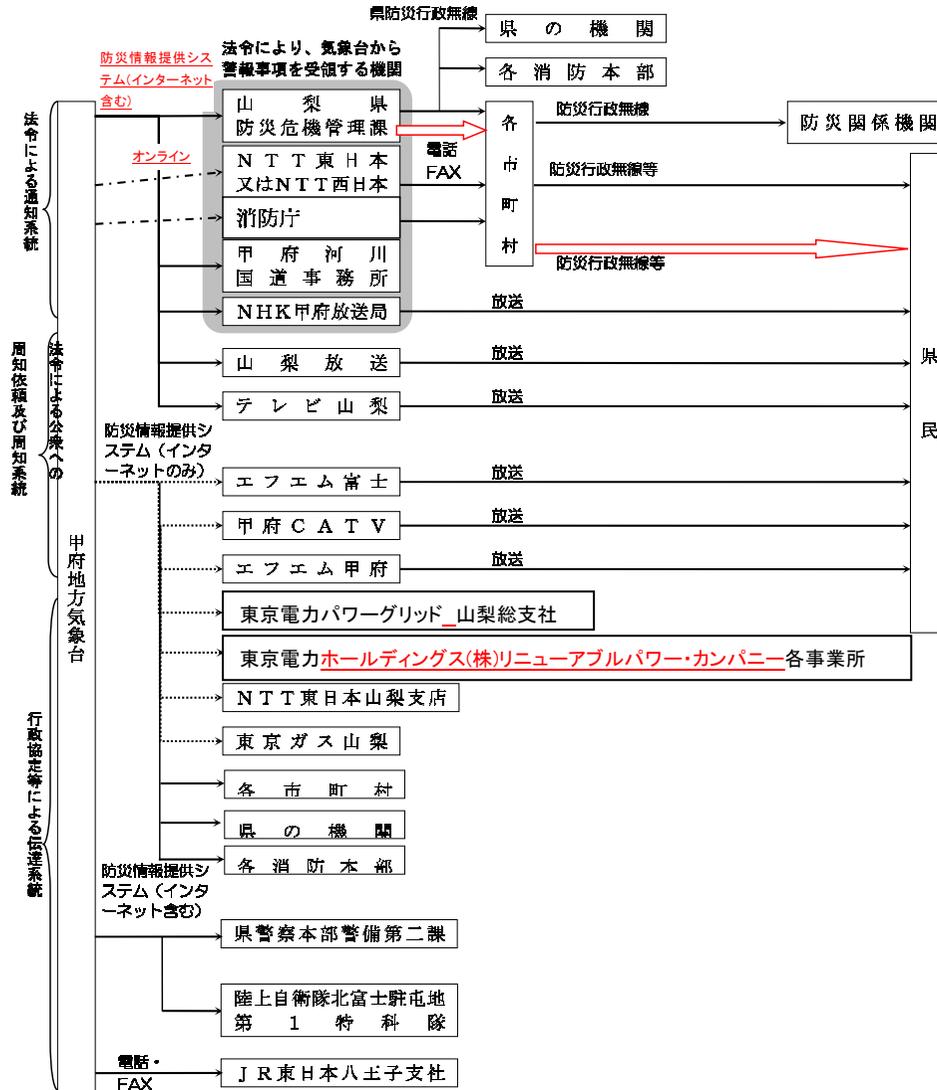
(別表3)大雨注意報基準

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
中北地域	昭和町	8	129

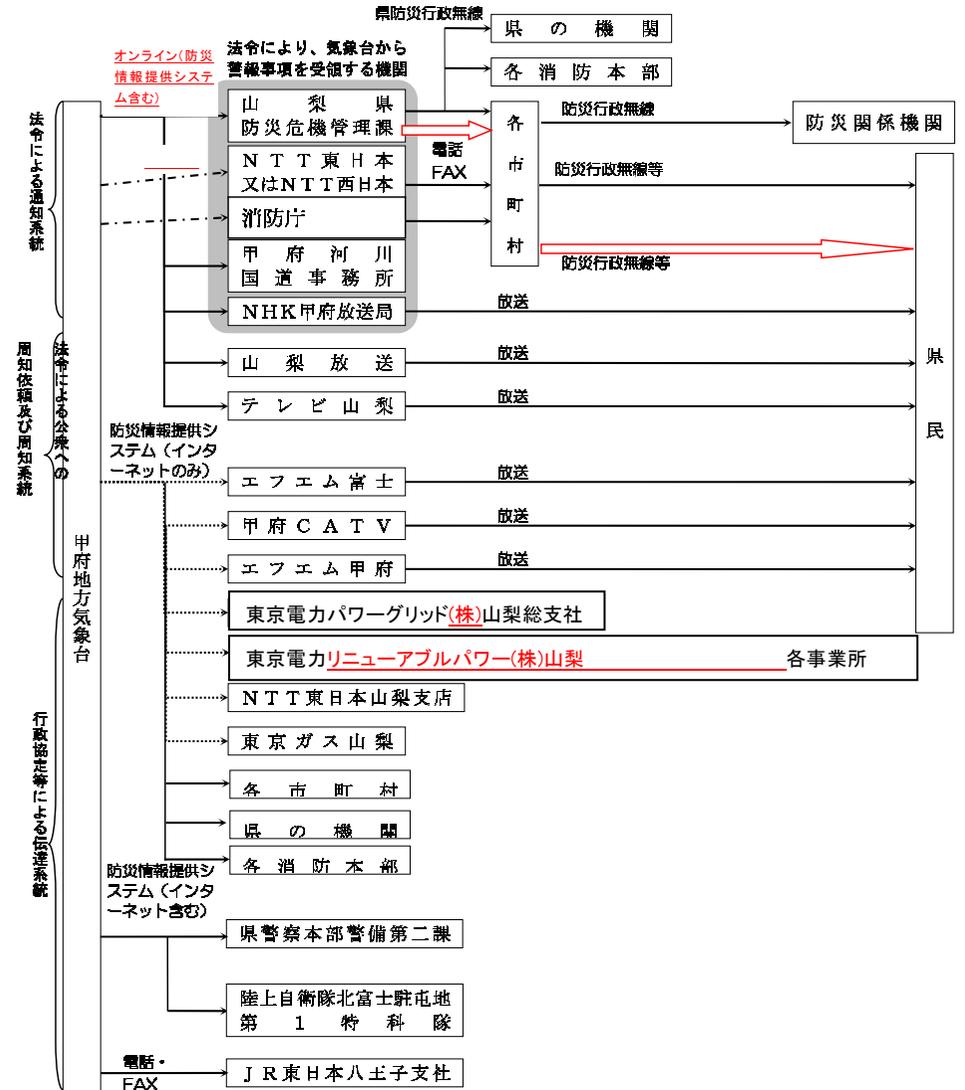
山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新
------	---	---

100 カ 甲府地方気象台の伝達経路



カ 甲府地方気象台の伝達経路



山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新
102	<p>(注1) (略)</p> <p>(注2)  特別警報が発表された際に、<u> </u>通知 <u>もしくは</u>周知の措置が義務づけられている伝達経路</p> <p>(6) 市町村の発表する警報(火災警報) 空気が乾燥し、かつ強風で火災の危険が予想されるとき、市町村長が発表する。</p>	<p>(注1) (略)</p> <p>(注2)  特別警報が発表された際に、<u>山梨県に</u>通知、<u>市町村に</u>周知の措置が義務づけられている伝達経路</p> <p>(6) 市町村の発令する警報(火災警報) 空気が乾燥し、かつ強風で火災の危険が予想されるとき、市町村長が発令する。</p>
111	<p>第3節 通信の確保 無線回線構成図内 関東農政局山梨支局</p>	<p>第3節 通信の確保 無線回線構成図 関東農政局山梨県拠点</p>
114	<p>山梨県防災行政無線(半固定型)一覧表内 関東農政局山梨支局</p>	<p>山梨県防災行政無線(半固定型)一覧表内 関東農政局山梨県拠点</p>
120	<p>第4節 水防対策 1 水防の責任 (略) (1) (略) (2) 水防管理団体の責任 ア～オ (略) カ 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表(法第 15 条の 11)</p>	<p>第4節 水防対策 1 水防の責任 (略) (1) (略) (2) 水防管理団体の責任 ア～オ (略) カ 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表(法第 15 条の 3)</p>
121	<p>(3) 国土交通省の責任 ア～エ</p>	<p>(3) 国土交通省の責任 ア～エ</p>

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新
------	---	---

オ 洪水予法又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知

オ 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知

5 通信連絡

5 通信連絡

(1)(2) (略)

(1)(2) (略)

(3) 放送通信施設の利用を必要とするもの

(3) 放送通信施設の利用を必要とするもの

ア～ウ (略)

ア～ウ (略)

エ 国土交通省又は県が氾濫状況、氾濫予想区域を県民一般に知らせる

エ 国土交通省又は県が氾濫状況、氾濫予想区域を県民一般に知らせる

表

水防管理団体 連絡先一覧

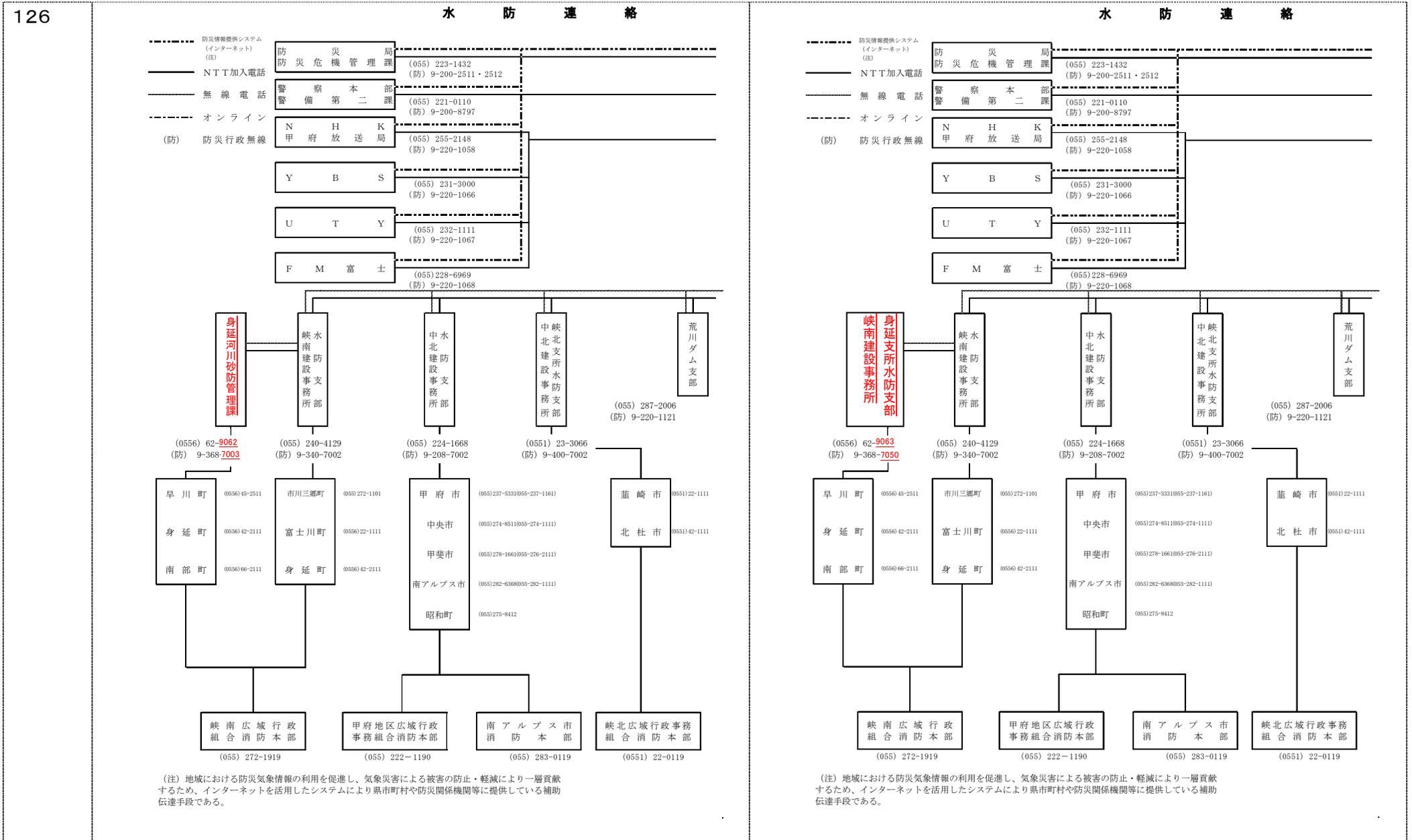
水防管理団体 連絡先一覧

市町村名	担当部署名	NTT電話番号	NTTFAK	国産河川		県管理河川	
				洪水予報	水位周知	洪水予報	水位周知
1 甲府市	建設部まち保全室 道路河川課	055-237-6842	055-237-8067	○		○	○
	(水防管理団体)						
2 山梨市	建設部まち保全室 危険管理室防犯企画課	055-237-6331	055-237-9911	○	○	○	○
	(水防管理団体)						
3 韭崎市	建設部 総務課	0551-22-1111	0551-22-8479	○	○	○	○
	(水防管理団体)						
4 南アルプス市	道路整備課 消防課 危機管理課	055-282-6368	055-282-6319	○	○	○	○
	(水防管理団体)						
5 北杜市	建設部 危機管理課	0551-42-1323	0551-42-1122	○		○	
	(水防管理団体)						
6 甲斐市	建設部 防災危機管理課	055-278-1676	055-278-7215	○	○	○	○
	(水防管理団体)						
7 笛吹市	建設部 土木課	055-261-3333	055-261-3335	○	○	○	
	(水防管理団体)						
8 中央市	建設部 防災危機管理課	055-261-3361	055-262-4115	○	○	○	
	(水防管理団体)						
9 市川三郷町	建設部 土木課	055-272-6090	055-272-5601	○		○	
	(水防管理団体)						
10 身延町	建設部 土木課	0556-42-4808	0556-42-2127	○	○		
	(水防管理団体)						
11 南部町	建設部 交通防災課	0558-66-3408	0558-66-2190	○		○	
	(水防管理団体)						
12 富士川町	建設部 防災課	0558-22-7218	0558-22-7218	○	○	○	○
	(水防管理団体)						
13 昭和町	建設部 企画財政課	055-275-8412	055-275-5250	○		○	○
	(水防管理団体)						

市町村名	担当部署名	NTT電話番号	NTTFAK	国産河川		県管理河川	
				洪水予報	水位周知	洪水予報	水位周知
1 甲府市	建設部まち保全室 道路河川課	055-237-6842	055-237-8067	○		○	○
	(水防管理団体)						
2 山梨市	建設部まち保全室 危険管理室防犯企画課	0553-22-1111	0553-23-2800	○	○	○	○
	(水防管理団体)						
3 韭崎市	建設部 総務課	0551-22-1111	0551-22-8479	○	○	○	○
	(水防管理団体)						
4 南アルプス市	道路整備課 消防課 危機管理課	055-282-6368	055-282-6319	○	○	○	○
	(水防管理団体)						
5 北杜市	建設部 総務部 防災危機管理課	0551-42-1323	0551-42-1122	○		○	
	(水防管理団体)						
6 甲斐市	建設部 防災危機管理課	055-278-1676	055-278-7215	○	○	○	○
	(水防管理団体)						
7 笛吹市	建設部 土木課	055-261-3333	055-261-3335	○	○	○	
	(水防管理団体)						
8 中央市	建設部 防災危機管理課	055-261-3361	055-262-4115	○	○	○	
	(水防管理団体)						
9 市川三郷町	建設部 土木課	055-272-6090	055-272-5601	○		○	
	(水防管理団体)						
10 身延町	建設部 土木課	0556-42-4808	0556-42-2127	○	○		
	(水防管理団体)						
11 南部町	建設部 交通防災課	0558-66-3408	0558-66-2190	○		○	
	(水防管理団体)						
12 富士川町	建設部 防災課	0558-22-7218	0558-22-7218	○	○	○	○
	(水防管理団体)						
13 昭和町	建設部 企画財政課	055-275-8412	055-275-5250	○		○	○
	(水防管理団体)						

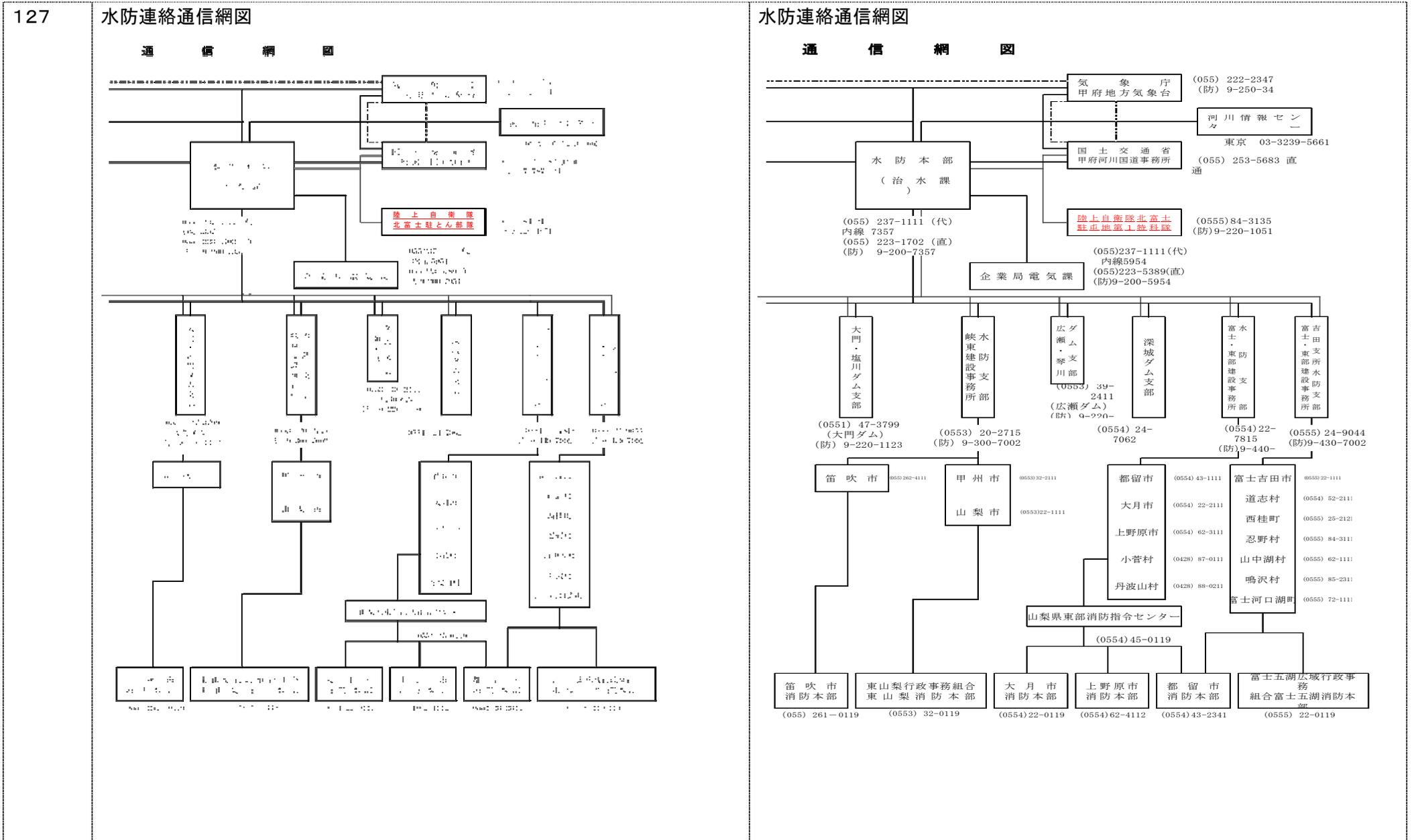
山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新
------	---	---



山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新
------	---	---



山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新
------	---	---

128

6 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報

国土交通大臣は指定した富士川(釜無川を含む)と笛吹川について、気象庁長官と共同して河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や、住民の避難行動の参考となるように区間を決めて水位を示した洪水予報を行う。洪水予報の発表については国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所長と甲府地方気象台長が共同して行うものとする。次に示す計画に基づき水位を示して水防~~上~~の洪水予報を発表する

(1) 洪水予報を行う河川名及びその区域

河川名	実施区域	洪水予報基準地点
富士川 (釜無川を含む)	左岸 山梨県韮崎市水神一丁目 4621-4番地先 武田橋上流端から海まで	船山橋 清水端 南部
	右岸 山梨県韮崎市神山町 大字 鍋山 字釜無川河原 _____ 武田橋上流端から海まで	

(2) 洪水予報の対象となる基準地点と基準水位

河川名	観測所名		水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
			_____	_____	_____	_____
富士川 (釜無川を含む)	船山橋	ふなやまばし	1.50m	2.00m	2.00m	2.20m
	清水端	しみずばた	3.00m	3.40m	6.50m	7.20m
	南部	なんぶ	2.50m	3.80m	4.20m	4.90m
笛吹川	石和	いさわ	1.50m	2.00m	2.90m	3.30m

3) 洪水予報の担当官署

予報区域名	担当官署
富士川(釜無川を含む)	甲府河川国道事務所、甲府地方気象台 _____
笛吹川	甲府河川国道事務所、甲府地方気象台

6 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報

国土交通大臣は指定した富士川(釜無川を含む)と笛吹川について、気象庁長官と共同して河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や、住民の避難行動の参考となるように区間を決めて水位を示した洪水予報を行う。洪水予報の発表については国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所長と甲府地方気象台長が共同して行うものとする。次に示す計画に基づき水位を示して水防~~上~~の洪水予報を発表する

(1) 洪水予報を行う河川名及びその区域

河川名	実施区域	洪水予報基準地点
富士川 (釜無川を含む)	左岸 山梨県韮崎市水神一丁目 4621番4地先 武田橋上流端から海まで	船山橋 清水端 南部
	右岸 山梨県韮崎市神山町 _____ 鍋山 字釜無河原 <u>218番169地先</u> 武田橋上流端から海まで	

(2) 洪水予報の対象となる基準地点と基準水位

河川名	観測所名		水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
			<u>レベル1水位</u>	<u>レベル2水位</u>	<u>レベル3水位</u>	<u>レベル4水位</u>
富士川 (釜無川を含む)	船山橋	ふなやまばし	1.50m	2.00m	2.00m	2.20m
	清水端	しみずばた	3.00m	3.40m	6.50m	7.20m
	南部	なんぶ	2.50m	3.80m	4.20m	4.90m
笛吹川	石和	いさわ	1.50m	2.00m	2.90m	3.30m

3) 洪水予報の担当官署

予報区域名	担当官署
富士川(釜無川を含む)	甲府河川国道事務所、甲府地方気象台、 <u>静岡地方気象台</u>
笛吹川	甲府河川国道事務所、甲府地方気象台

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新
------	---	---

134

8 国土交通省が行う水防警報

(1) 水防警報を行う河川名、区域

水防法第16条に基づき国土交通大臣が水防警報を行う指定河川及び区域は次のとおりである。

○富士川水系

河川名	区 域
富士川 (釜無川を含む)	左岸 山梨県韮崎市 韮崎町 水神一丁目4621の4地先武田橋から県境まで 右岸 同県同市 神山町 大字 鍋山字釜無川河原 _____ 地先武田橋から県境まで
支 川 塩 川	左岸 山梨県甲斐市大字宇津谷地先塩川橋から幹川合流点まで 右岸 同県 韮崎市 岩下 地先塩川橋から幹川合流点まで
支 川 御勅使川	左岸 山梨県韮崎市 童岡町 下 条 南割 _____ 地先御勅使川橋から幹川合流点まで 右岸 同県南アルプス市六科地先御勅使川橋から幹川合流点まで

8 国土交通省が行う水防警報

(1) 水防警報を行う河川名、区域

水防法第16条に基づき国土交通大臣が水防警報を行う指定河川及び区域は次のとおりである。

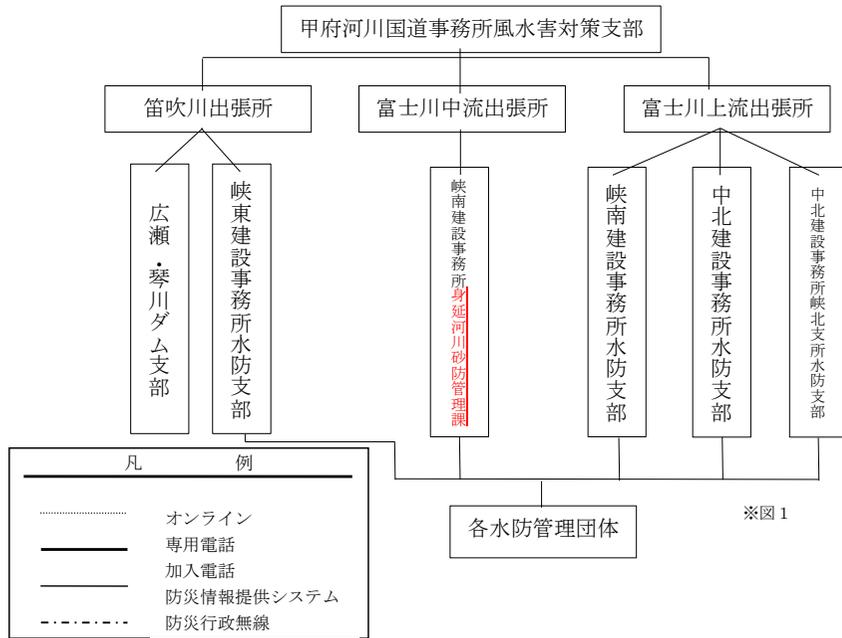
○富士川水系

河川名	区 域
富士川 (釜無川を含む)	左岸 山梨県韮崎市 水神一丁目4621番4地先武田橋から県境まで 右岸 山梨県 韮崎市神山町 鍋山字釜無 河原 218番169 地先武田橋から県境まで
支 川 塩 川	左岸 山梨県甲斐市大字宇津谷地先塩川橋から幹川合流点まで 右岸 山梨県 韮崎市 本町 四丁目 3125番 地先塩川橋から幹川合流点まで
支 川 御勅使川	左岸 山梨県韮崎市 龍岡町 下 條 南割 字西原596番11 地先御勅使川橋から幹川合流点まで 右岸 同県南アルプス市六科地先御勅使川橋から幹川合流点まで

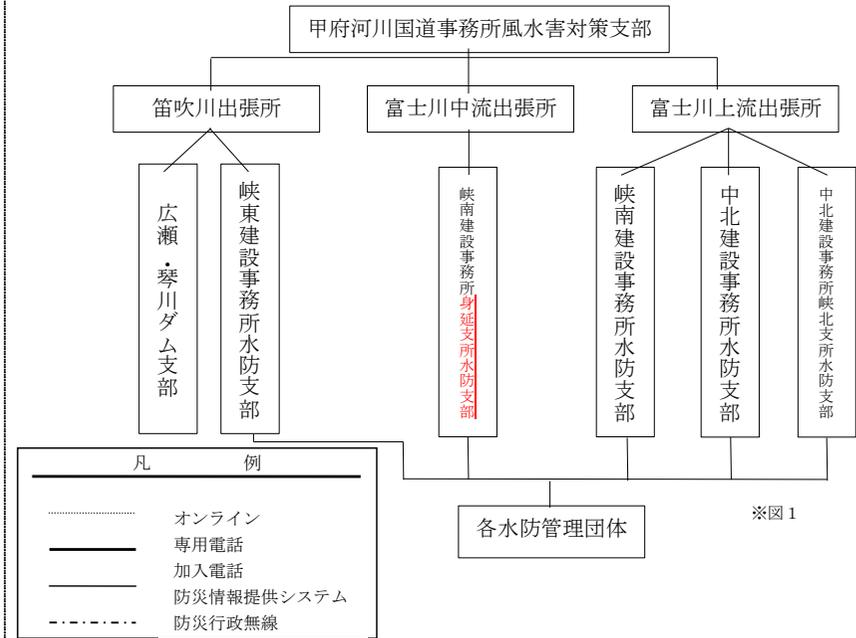
山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新
------	---	---

135 イ 水防警報連絡系統図（協力形）



イ 水防警報連絡系統図（協力形）



山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新
------	---	---

136

対象河川	情報発信事務所	伝達先 ※	市町間の連絡(必要に応じて)
相 川	中北建設事務所	甲府市	
濁 川	中北建設事務所	甲府市	
平等川	峡東建設事務所 <small>※中北建設事務所へも連絡</small>	甲府市、笛吹市、 山梨市	甲府市、笛吹市、山梨市間で相互に出水状況伝達
滝戸川	中北建設事務	甲府市、中央市	甲府市と中央市間で相互に出水状況伝達
境 川	峡東建設事務所 <small>※中北建設事務所へも連絡</small>	甲府市、笛吹市	甲府市と笛吹市間で相互に出水状況伝達
坪 川	中北建設事務 <small>※峡南建設事務所へも連絡</small>	南アルプス市、富士川町	南アルプス市、富士川町間で相互に出水状況伝達
滝沢川	中北建設事務所 <small>※峡南建設事務所へも連絡</small>	南アルプス市、中央市、 富士川町	南アルプス市、中央市、富士川町間で相互に出水状況伝達
芦 川	峡南建設事務所 <small>※中北建設事務所へも連絡</small>	中央市、市川三郷町	中央市と市川三郷町間で相互に出水状況伝達
釜無川	峡北支所	北杜市、韭崎市	北杜市と韭崎市間で相互に出水状況伝達
御勅使川	中北建設事務 <small>※峡北支所へも連絡</small>	韭崎市、南アルプス市	韭崎市と南アルプス市間で相互に出水状況伝達
重 川	峡東建設事務所	山梨市、甲州市	山梨市と甲州市間で相互に出水状況伝達
日 川	峡東建設事務所	山梨市、笛吹市、甲州市	山梨市、笛吹市、甲州市間で相互に出水状況伝達

図-1 山梨県水防支部（各建設事務所）から水防管理団体への周知系統図



山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新
------	---	---

138

9 山梨県が行う水防警報

(1) 水防警報を行う河川名、区域

釜無川	左岸 北杜市白州町花水字花水2249番の2地先花水坂橋から韮崎市水神 <u>1</u> 丁目462 1の <u>4</u> 番地先武田橋まで 右岸 北杜市白州町台ヶ原字花水380番の2地先花水坂橋から韮崎市神山町 <u>大字</u> 鍋山 字釜無 <u>川</u> 河原 _____ 武田橋まで
御勅使川	左岸 南アルプス市須澤字清水174番の4地先源堰堤から韮崎市 <u>竜岡</u> 町下 <u>條</u> 南割字西原 596番 <u>川</u> 地先御勅使川橋まで 右岸 南アルプス市駒場字東畑138番の3地先源堰堤から南アルプス市六科字御崎44 1番地地先御勅使川橋まで

河川名	水防警報河川の指定区間
<u>相川</u>	<u>左岸 甲府市朝日三丁目87番地の2地先から甲府市宝二丁目1023番地先まで</u> <u>右岸 甲府市塩部一丁目349番地の8地先から甲府市飯田五丁目659番地先まで</u>
<u>濁川</u>	<u>左岸 甲府市城東四丁目100番地先省路橋から甲府市下曾根町3304番地の2地先まで</u> <u>右岸 甲府市朝気一丁目930番-3地先省路橋から甲府市大津町1871番地の1地先まで</u>
<u>平等川</u>	<u>左岸 笛吹市春日居町鎮目931番地の1地先から甲府市上曾根町1839番地の3地先まで</u> <u>右岸 笛吹市春日居町鎮目1347番地の4地先から甲府市小曲町1505番地先まで</u>

9 山梨県が行う水防警報

(1) 水防警報を行う河川名、区域

釜無川	左岸 北杜市白州町花水字花水2249番の2地先花水坂橋から韮崎市水神 <u>一</u> 丁目462 1番 <u>4</u> 地先武田橋まで 右岸 北杜市白州町台ヶ原字花水380番の2地先花水坂橋から韮崎市神山町 <u>鍋山</u> 字釜無 <u>河原</u> <u>218番169地先</u> 武田橋まで
御勅使川	左岸 南アルプス市須澤字清水174番の4地先源堰堤から韮崎市 <u>龍岡</u> 町下 <u>條</u> 南割字西原 596番 <u>11</u> 地先御勅使川橋まで 右岸 南アルプス市駒場字東畑138番の3地先源堰堤から南アルプス市六科字御崎44 1番地地先御勅使川橋まで

表の削除

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新
------	---	---

139	<p>滝戸川</p>	<p><u>左岸 甲府市下向山町1810番地先境橋から中央市高部1049番-2地先新滝戸川橋まで</u> <u>右岸 甲府市下向山町3905番-10地先境橋から中央市高部1922番-4地先新滝戸川橋まで</u></p>	
	<p>境川</p>	<p><u>左岸 笛吹市境川町石橋2461番-3地先帯石橋から甲府市白井町950番-4地先白井河原橋まで</u> <u>右岸 笛吹市境川町藤壘1419番-2地先帯石橋から甲府市白井町2280番-1地先白井河原橋まで</u></p>	
	<p>坪川</p>	<p><u>左岸 南アルプス市落合村北118番-2地先から南アルプス市川西7番-1地先まで</u> <u>右岸 南アルプス市落合神明229番-2地先から南巨摩郡増穂町大柵896番-1地先まで</u></p>	
	<p>滝沢川</p>	<p><u>左岸 南アルプス市西南湖4401番-4地先南湖橋から南アルプス市川東42番地先まで</u> <u>右岸 南アルプス市西南湖4427番-27地先南湖橋から南アルプス市川西7番-1地先まで</u></p>	
	<p>芦川</p>	<p><u>左岸 西八代郡市川三郷町市川大門4532番地先から西八代郡市川三郷町市川大門2547番-1地先まで</u> <u>右岸 西八代郡市川三郷町上野420番-1地先から西八代郡市川三郷町市川大門3111番-2地先まで</u></p>	

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新
------	---	---

141	<p>図-2 富士川水系各河川の水防本部（県）から水防管理者等への通知及び周知系統図</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">対象河川</th> <th style="width: 15%;">情報発信事務所</th> <th style="width: 15%;">伝達先</th> <th style="width: 55%;">市町間の連絡(必要に応じて)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>荒川</td> <td>中北建設事務所</td> <td>甲府市、甲斐市、中央市</td> <td>甲府市から中央市に出水状況伝達</td> </tr> <tr> <td>相川</td> <td>中北建設事務所</td> <td>甲府市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>濁川</td> <td>中北建設事務所</td> <td>甲府市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平等川</td> <td>峡東建設事務所 <small>※中北建設事務所へも連絡</small></td> <td>甲府市、笛吹市、山梨市</td> <td>甲府市、笛吹市、山梨市間で相互に出水状況伝達</td> </tr> <tr> <td>滝戸川</td> <td>中北建設事務所</td> <td>甲府市、中央市</td> <td>甲府市と中央市間で相互に出水状況伝達</td> </tr> <tr> <td>境川</td> <td>峡東建設事務所 <small>※中北建設事務所へも連絡</small></td> <td>甲府市、笛吹市</td> <td>甲府市と笛吹市間で相互に出水状況伝達</td> </tr> <tr> <td>坪川</td> <td>峡南建設事務所 <small>※中北建設事務所へも連絡</small></td> <td>南アルプス市、富士川町</td> <td>南アルプス市と富士川町間で相互に出水状況伝達</td> </tr> <tr> <td>滝沢川</td> <td>中北建設事務所 <small>※峡南建設事務所へも連絡</small></td> <td>南アルプス市、中央市、富士川町</td> <td>南アルプス市、中央市、富士川町間で相互に出水状況伝達</td> </tr> <tr> <td>芦川</td> <td>峡南建設事務所 <small>※中北建設事務所へも連絡</small></td> <td>中央市、市川三郷町</td> <td>中央市と市川三郷町間で相互に出水状況伝達</td> </tr> <tr> <td>塩川</td> <td>峡北支所</td> <td>北杜市、韮崎市</td> <td>北杜市と韮崎市で相互に出水状況伝達</td> </tr> </tbody> </table>	対象河川	情報発信事務所	伝達先	市町間の連絡(必要に応じて)	荒川	中北建設事務所	甲府市、甲斐市、中央市	甲府市から中央市に出水状況伝達	相川	中北建設事務所	甲府市		濁川	中北建設事務所	甲府市		平等川	峡東建設事務所 <small>※中北建設事務所へも連絡</small>	甲府市、笛吹市、山梨市	甲府市、笛吹市、山梨市間で相互に出水状況伝達	滝戸川	中北建設事務所	甲府市、中央市	甲府市と中央市間で相互に出水状況伝達	境川	峡東建設事務所 <small>※中北建設事務所へも連絡</small>	甲府市、笛吹市	甲府市と笛吹市間で相互に出水状況伝達	坪川	峡南建設事務所 <small>※中北建設事務所へも連絡</small>	南アルプス市、富士川町	南アルプス市と富士川町間で相互に出水状況伝達	滝沢川	中北建設事務所 <small>※峡南建設事務所へも連絡</small>	南アルプス市、中央市、富士川町	南アルプス市、中央市、富士川町間で相互に出水状況伝達	芦川	峡南建設事務所 <small>※中北建設事務所へも連絡</small>	中央市、市川三郷町	中央市と市川三郷町間で相互に出水状況伝達	塩川	峡北支所	北杜市、韮崎市	北杜市と韮崎市で相互に出水状況伝達	<p>図-2) 富士川水系各河川の水防本部（県）から水防管理者等への通知及び周知系統図</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">対象河川</th> <th style="width: 15%;">情報発信事務所</th> <th style="width: 15%;">伝達先</th> <th style="width: 55%;">市町間の連絡(必要に応じて)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>荒川</td> <td>中北建設事務所</td> <td>甲府市、甲斐市、中央市</td> <td>甲府市、甲斐市、中央市間で相互に出水状況伝達</td> </tr> <tr> <td>相川</td> <td>中北建設事務所</td> <td>甲府市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>濁川</td> <td>中北建設事務所</td> <td>甲府市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平等川</td> <td>峡東建設事務所 <small>※中北建設事務所へも連絡</small></td> <td>甲府市、笛吹市、山梨市</td> <td>甲府市、笛吹市、山梨市間で相互に出水状況伝達</td> </tr> <tr> <td>滝戸川</td> <td>中北建設事務所</td> <td>甲府市、中央市</td> <td>甲府市と中央市間で相互に出水状況伝達</td> </tr> <tr> <td>境川</td> <td>峡東建設事務所 <small>※中北建設事務所へも連絡</small></td> <td>甲府市、笛吹市</td> <td>甲府市と笛吹市間で相互に出水状況伝達</td> </tr> <tr> <td>坪川</td> <td>中北建設事務所 <small>※峡南建設事務所へも連絡</small></td> <td>南アルプス市、富士川町</td> <td>南アルプス市と富士川町間で相互に出水状況伝達</td> </tr> <tr> <td>滝沢川</td> <td>中北建設事務所 <small>※峡南建設事務所へも連絡</small></td> <td>南アルプス市、中央市、富士川町</td> <td>南アルプス市、中央市、富士川町間で相互に出水状況伝達</td> </tr> <tr> <td>芦川</td> <td>峡南建設事務所 <small>※中北建設事務所へも連絡</small></td> <td>中央市、市川三郷町</td> <td>中央市と市川三郷町間で相互に出水状況伝達</td> </tr> <tr> <td>塩川</td> <td>峡北支所</td> <td>北杜市、韮崎市</td> <td>北杜市と韮崎市間で相互に出水状況伝達</td> </tr> <tr> <td>釜無川</td> <td>峡北支所</td> <td>北杜市、韮崎市</td> <td>北杜市と韮崎市間で相互に出水状況伝達</td> </tr> <tr> <td>御勅使川</td> <td>中北建設事務所 <small>※峡北支所へも連絡</small></td> <td>韮崎市、南アルプス市</td> <td>韮崎市と南アルプス市間で相互に出水状況伝達</td> </tr> <tr> <td>重川</td> <td>峡東建設事務所</td> <td>山梨市、笛吹市</td> <td>山梨市と笛吹市間で相互に出水状況伝達</td> </tr> <tr> <td>日川</td> <td>峡東建設事務所</td> <td>山梨市、笛吹市、甲州市</td> <td>山梨市、笛吹市、甲州市間で相互に出水状況伝達</td> </tr> </tbody> </table>	対象河川	情報発信事務所	伝達先	市町間の連絡(必要に応じて)	荒川	中北建設事務所	甲府市、甲斐市、中央市	甲府市、甲斐市、中央市間で相互に出水状況伝達	相川	中北建設事務所	甲府市		濁川	中北建設事務所	甲府市		平等川	峡東建設事務所 <small>※中北建設事務所へも連絡</small>	甲府市、笛吹市、山梨市	甲府市、笛吹市、山梨市間で相互に出水状況伝達	滝戸川	中北建設事務所	甲府市、中央市	甲府市と中央市間で相互に出水状況伝達	境川	峡東建設事務所 <small>※中北建設事務所へも連絡</small>	甲府市、笛吹市	甲府市と笛吹市間で相互に出水状況伝達	坪川	中北建設事務所 <small>※峡南建設事務所へも連絡</small>	南アルプス市、富士川町	南アルプス市と富士川町間で相互に出水状況伝達	滝沢川	中北建設事務所 <small>※峡南建設事務所へも連絡</small>	南アルプス市、中央市、富士川町	南アルプス市、中央市、富士川町間で相互に出水状況伝達	芦川	峡南建設事務所 <small>※中北建設事務所へも連絡</small>	中央市、市川三郷町	中央市と市川三郷町間で相互に出水状況伝達	塩川	峡北支所	北杜市、韮崎市	北杜市と韮崎市間で相互に出水状況伝達	釜無川	峡北支所	北杜市、韮崎市	北杜市と韮崎市間で相互に出水状況伝達	御勅使川	中北建設事務所 <small>※峡北支所へも連絡</small>	韮崎市、南アルプス市	韮崎市と南アルプス市間で相互に出水状況伝達	重川	峡東建設事務所	山梨市、笛吹市	山梨市と笛吹市間で相互に出水状況伝達	日川	峡東建設事務所	山梨市、笛吹市、甲州市	山梨市、笛吹市、甲州市間で相互に出水状況伝達
対象河川	情報発信事務所	伝達先	市町間の連絡(必要に応じて)																																																																																																							
荒川	中北建設事務所	甲府市、甲斐市、中央市	甲府市から中央市に出水状況伝達																																																																																																							
相川	中北建設事務所	甲府市																																																																																																								
濁川	中北建設事務所	甲府市																																																																																																								
平等川	峡東建設事務所 <small>※中北建設事務所へも連絡</small>	甲府市、笛吹市、山梨市	甲府市、笛吹市、山梨市間で相互に出水状況伝達																																																																																																							
滝戸川	中北建設事務所	甲府市、中央市	甲府市と中央市間で相互に出水状況伝達																																																																																																							
境川	峡東建設事務所 <small>※中北建設事務所へも連絡</small>	甲府市、笛吹市	甲府市と笛吹市間で相互に出水状況伝達																																																																																																							
坪川	峡南建設事務所 <small>※中北建設事務所へも連絡</small>	南アルプス市、富士川町	南アルプス市と富士川町間で相互に出水状況伝達																																																																																																							
滝沢川	中北建設事務所 <small>※峡南建設事務所へも連絡</small>	南アルプス市、中央市、富士川町	南アルプス市、中央市、富士川町間で相互に出水状況伝達																																																																																																							
芦川	峡南建設事務所 <small>※中北建設事務所へも連絡</small>	中央市、市川三郷町	中央市と市川三郷町間で相互に出水状況伝達																																																																																																							
塩川	峡北支所	北杜市、韮崎市	北杜市と韮崎市で相互に出水状況伝達																																																																																																							
対象河川	情報発信事務所	伝達先	市町間の連絡(必要に応じて)																																																																																																							
荒川	中北建設事務所	甲府市、甲斐市、中央市	甲府市、甲斐市、中央市間で相互に出水状況伝達																																																																																																							
相川	中北建設事務所	甲府市																																																																																																								
濁川	中北建設事務所	甲府市																																																																																																								
平等川	峡東建設事務所 <small>※中北建設事務所へも連絡</small>	甲府市、笛吹市、山梨市	甲府市、笛吹市、山梨市間で相互に出水状況伝達																																																																																																							
滝戸川	中北建設事務所	甲府市、中央市	甲府市と中央市間で相互に出水状況伝達																																																																																																							
境川	峡東建設事務所 <small>※中北建設事務所へも連絡</small>	甲府市、笛吹市	甲府市と笛吹市間で相互に出水状況伝達																																																																																																							
坪川	中北建設事務所 <small>※峡南建設事務所へも連絡</small>	南アルプス市、富士川町	南アルプス市と富士川町間で相互に出水状況伝達																																																																																																							
滝沢川	中北建設事務所 <small>※峡南建設事務所へも連絡</small>	南アルプス市、中央市、富士川町	南アルプス市、中央市、富士川町間で相互に出水状況伝達																																																																																																							
芦川	峡南建設事務所 <small>※中北建設事務所へも連絡</small>	中央市、市川三郷町	中央市と市川三郷町間で相互に出水状況伝達																																																																																																							
塩川	峡北支所	北杜市、韮崎市	北杜市と韮崎市間で相互に出水状況伝達																																																																																																							
釜無川	峡北支所	北杜市、韮崎市	北杜市と韮崎市間で相互に出水状況伝達																																																																																																							
御勅使川	中北建設事務所 <small>※峡北支所へも連絡</small>	韮崎市、南アルプス市	韮崎市と南アルプス市間で相互に出水状況伝達																																																																																																							
重川	峡東建設事務所	山梨市、笛吹市	山梨市と笛吹市間で相互に出水状況伝達																																																																																																							
日川	峡東建設事務所	山梨市、笛吹市、甲州市	山梨市、笛吹市、甲州市間で相互に出水状況伝達																																																																																																							

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新
------	---	---

142	<p>10 国土交通省が行う水位到達情報の通知</p> <p>(1) 水位到達情報の通知を行う河川名、区域</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">河川名</th> <th style="width: 85%;">区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>塩川</td> <td>左岸 山梨県甲斐市大字宇津谷地先塩川橋から幹川合流点まで 右岸 <u>同県韮崎市岩下</u>地先塩川橋から幹川合流点まで</td> </tr> <tr> <td>御勅使川</td> <td>左岸 山梨県韮崎市<u>竜岡町下</u> <u>条南割</u> _____ 地先御勅使川橋から幹川合流点まで 右岸 同県南アルプス市六科地御勅使川橋から幹川合流点まで</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	区域	塩川	左岸 山梨県甲斐市大字宇津谷地先塩川橋から幹川合流点まで 右岸 <u>同県韮崎市岩下</u> 地先塩川橋から幹川合流点まで	御勅使川	左岸 山梨県韮崎市 <u>竜岡町下</u> <u>条南割</u> _____ 地先御勅使川橋から幹川合流点まで 右岸 同県南アルプス市六科地御勅使川橋から幹川合流点まで	<p>10 国土交通省が行う水位到達情報の通知</p> <p>(1) 水位到達情報の通知を行う河川名、区域</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">河川名</th> <th style="width: 85%;">区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>塩川</td> <td>左岸 山梨県甲斐市大字宇津谷地先塩川橋から幹川合流点まで 右岸 <u>山梨県韮崎市本町四丁目3125番</u>地先塩川橋から幹川合流点まで</td> </tr> <tr> <td>御勅使川</td> <td>左岸 山梨県韮崎市<u>龍岡町下</u> <u>條南割</u> <u>字西原596番11</u>地先御勅使川橋から幹川合流点まで 右岸 同県南アルプス市六科地御勅使川橋から幹川合流点まで</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	区域	塩川	左岸 山梨県甲斐市大字宇津谷地先塩川橋から幹川合流点まで 右岸 <u>山梨県韮崎市本町四丁目3125番</u> 地先塩川橋から幹川合流点まで	御勅使川	左岸 山梨県韮崎市 <u>龍岡町下</u> <u>條南割</u> <u>字西原596番11</u> 地先御勅使川橋から幹川合流点まで 右岸 同県南アルプス市六科地御勅使川橋から幹川合流点まで
河川名	区域													
塩川	左岸 山梨県甲斐市大字宇津谷地先塩川橋から幹川合流点まで 右岸 <u>同県韮崎市岩下</u> 地先塩川橋から幹川合流点まで													
御勅使川	左岸 山梨県韮崎市 <u>竜岡町下</u> <u>条南割</u> _____ 地先御勅使川橋から幹川合流点まで 右岸 同県南アルプス市六科地御勅使川橋から幹川合流点まで													
河川名	区域													
塩川	左岸 山梨県甲斐市大字宇津谷地先塩川橋から幹川合流点まで 右岸 <u>山梨県韮崎市本町四丁目3125番</u> 地先塩川橋から幹川合流点まで													
御勅使川	左岸 山梨県韮崎市 <u>龍岡町下</u> <u>條南割</u> <u>字西原596番11</u> 地先御勅使川橋から幹川合流点まで 右岸 同県南アルプス市六科地御勅使川橋から幹川合流点まで													
144	<p>11 県が行う水位到達情報の通知</p> <p>(1) 水位到達情報の通知を行う河川名、区域</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 15%;">釜無川</td> <td style="width: 85%;">左岸 北杜市白州町花水字花水2249番の2地先花水坂橋から韮崎市水神<u>1</u>丁目4621の<u>4番</u>地先武田橋まで 右岸 北杜市白州町台ヶ原字花水380番の2地先花水坂橋から韮崎市神山町<u>大字</u>鍋山字釜無<u>川</u>河原 _____ 武田橋まで</td> </tr> <tr> <td>御勅使川</td> <td>左岸 南アルプス市須澤字清水174番の4地先源堰堤から韮崎市<u>竜岡町下</u> <u>条南割</u> <u>字西原596番</u> _____ 地先御勅使川橋まで 右岸 南アルプス市駒場字東畑138番の3地先源堰堤から南アルプス市六科字御崎441番地地先御勅使川橋まで</td> </tr> </tbody> </table>	釜無川	左岸 北杜市白州町花水字花水2249番の2地先花水坂橋から韮崎市水神 <u>1</u> 丁目4621の <u>4番</u> 地先武田橋まで 右岸 北杜市白州町台ヶ原字花水380番の2地先花水坂橋から韮崎市神山町 <u>大字</u> 鍋山字釜無 <u>川</u> 河原 _____ 武田橋まで	御勅使川	左岸 南アルプス市須澤字清水174番の4地先源堰堤から韮崎市 <u>竜岡町下</u> <u>条南割</u> <u>字西原596番</u> _____ 地先御勅使川橋まで 右岸 南アルプス市駒場字東畑138番の3地先源堰堤から南アルプス市六科字御崎441番地地先御勅使川橋まで	<p>11 県が行う水位到達情報の通知</p> <p>(1) 水位到達情報の通知を行う河川名、区域</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 15%;">釜無川</td> <td style="width: 85%;">左岸 北杜市白州町花水字花水2249番の2地先花水坂橋から韮崎市水神<u>一</u>丁目4621 <u>番4</u> _____ 地先武田橋まで 右岸 北杜市白州町台ヶ原字花水380番の2地先花水坂橋から韮崎市神山町 _____ 鍋山字釜無<u>河原</u> <u>218番169</u>地先武田橋まで</td> </tr> <tr> <td>御勅使川</td> <td>左岸 南アルプス市須澤字清水174番の4地先源堰堤から韮崎市<u>龍岡町下</u> <u>條南割</u> <u>字西原596番11</u>地先御勅使川橋まで 右岸 南アルプス市駒場字東畑138番の3地先源堰堤から南アルプス市六科字御崎441番地地先御勅使川橋まで</td> </tr> </tbody> </table>	釜無川	左岸 北杜市白州町花水字花水2249番の2地先花水坂橋から韮崎市水神 <u>一</u> 丁目4621 <u>番4</u> _____ 地先武田橋まで 右岸 北杜市白州町台ヶ原字花水380番の2地先花水坂橋から韮崎市神山町 _____ 鍋山字釜無 <u>河原</u> <u>218番169</u> 地先武田橋まで	御勅使川	左岸 南アルプス市須澤字清水174番の4地先源堰堤から韮崎市 <u>龍岡町下</u> <u>條南割</u> <u>字西原596番11</u> 地先御勅使川橋まで 右岸 南アルプス市駒場字東畑138番の3地先源堰堤から南アルプス市六科字御崎441番地地先御勅使川橋まで				
釜無川	左岸 北杜市白州町花水字花水2249番の2地先花水坂橋から韮崎市水神 <u>1</u> 丁目4621の <u>4番</u> 地先武田橋まで 右岸 北杜市白州町台ヶ原字花水380番の2地先花水坂橋から韮崎市神山町 <u>大字</u> 鍋山字釜無 <u>川</u> 河原 _____ 武田橋まで													
御勅使川	左岸 南アルプス市須澤字清水174番の4地先源堰堤から韮崎市 <u>竜岡町下</u> <u>条南割</u> <u>字西原596番</u> _____ 地先御勅使川橋まで 右岸 南アルプス市駒場字東畑138番の3地先源堰堤から南アルプス市六科字御崎441番地地先御勅使川橋まで													
釜無川	左岸 北杜市白州町花水字花水2249番の2地先花水坂橋から韮崎市水神 <u>一</u> 丁目4621 <u>番4</u> _____ 地先武田橋まで 右岸 北杜市白州町台ヶ原字花水380番の2地先花水坂橋から韮崎市神山町 _____ 鍋山字釜無 <u>河原</u> <u>218番169</u> 地先武田橋まで													
御勅使川	左岸 南アルプス市須澤字清水174番の4地先源堰堤から韮崎市 <u>龍岡町下</u> <u>條南割</u> <u>字西原596番11</u> 地先御勅使川橋まで 右岸 南アルプス市駒場字東畑138番の3地先源堰堤から南アルプス市六科字御崎441番地地先御勅使川橋まで													
154	<p>第7節 原子力災害応急対策</p> <p>6 飲料水・飲食物の摂取制限</p> <p>(1) (略)</p>	<p>第7節 原子力災害応急対策</p> <p>6 飲料水・飲食物の摂取制限</p> <p>(1) (略)</p>												

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新
163	<p>(2) 県は、国の<u>指導、助言及び指示</u> _____ に基づき、農畜産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農畜産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を自ら行うか、関係市町村に指示する。</p> <p>第8節 交通対策 1～7 (略) <u>(新設)</u></p>	<p>(2) 県は、国の _____ <u>指示及び要請</u> に基づき、農畜産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農畜産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を自ら行うか、関係市町村に指示する。</p> <p>第8節 交通対策 1～7 (略) <u>8 交通マネジメント</u></p> <p><u>(1) 県は、応急復旧時に、渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めるため、市町村の要請があったとき又は自ら必要と認めるときは、国土交通省関東地方整備局に対し、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行う「災害時交通マネジメント検討会(以下「検討会」という。)」の開催を要請する。</u></p> <p><u>(2) 検討会において協議・調整を図った交通マネジメント施策の実施にあたり、検討会の構成員は、自己の業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行う。</u></p> <p><u>(3) 検討会の構成員は、平時から、あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議・訓練等を行うものとする。</u></p> <p><u>※交通システムマネジメント: 道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組</u></p> <p><u>※交通需要マネジメント: 自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組</u></p>
164	<p>第10節 災害救助法による救助</p> <p>5 災害救助法による救助(金額は<u>平成 29 年 4 月 1 日</u>以降適用となる政令)</p> <p>(1) 避難 費用 1人1日当たり <u>320</u> 円以内</p>	<p>第10節 災害救助法による救助</p> <p>5 災害救助法による救助(金額は<u>平成 31 年 4 月 1 日</u>以降適用となる政令)</p> <p>(1) 避難 費用 1人1日当たり <u>330</u> 円以内</p>

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新
------	---	---

165	<p>(2) 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理</p> <p>ア 応急仮設住宅の供与</p> <p>① (略)</p> <p>② 応急仮設住宅の種類</p> <p>a 建設型仮設住宅</p> <p>(a)(b) (略)</p> <p>(c) 費用 設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、1戸当たり<u>561万円</u>以内の額とする。</p> <p>(d) (略)</p> <p>(e) 供与期間 <u>2年3月</u>以内とする。</p> <p>b <u>借上</u>型仮設住宅</p> <p>(a)(b) (略)</p> <p>(c) 供与期間 <u>2年3月</u>以内とする。</p> <hr/> <p>イ 被災した住宅の応急修理</p> <p>① <u>応急修理の対象者</u></p> <p>a <u>住宅が半焼又は半壊し、自らの資力をもってしても応急修理ができない者</u></p> <p>b <u>大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者</u></p> <p>② <u>応急修理の規模及び期間</u></p>	<p>(2) 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理</p> <p>ア 応急仮設住宅の供与</p> <p>① (略)</p> <p>② 応急仮設住宅の種類</p> <p>a 建設型仮設住宅</p> <p>(a)(b) (略)</p> <p>(c) 費用 設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、1戸当たり<u>571万4千円</u>以内の額とする。</p> <p>(d) (略)</p> <p>(e) 供与期間 <u>2年</u>以内とする。</p> <p>b <u>賃貸</u>型仮設住宅</p> <p>(a)(b) (略)</p> <p>(c) 供与期間 <u>2年</u>以内とする。</p> <p>c <u>その他</u> <u>被災者や被災状況及び民間賃貸住宅の供給戸数を勘案し、建設型との供給の調整を行い、民間賃貸住宅の借り上げによる応急仮設住宅の供給を行う。</u></p> <p>イ 被災した住宅の応急修理</p> <p>① <u>応急修理の対象者等</u></p> <hr/> <hr/> <hr/>
-----	---	--

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新
------	---	---

費用	応急修理の期間	修理の規模	備考
1世帯当たり 584千円以内	災害発生日 から1ヶ月以内	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分	現物をもって行う

基準	費用	応急修理の期間	修理の規模	備考
・災害のため住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者 ・大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊（焼）した者	1世帯当たり 595千円以内	災害発生日から 1か月以内	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分	現物をもって行う
半壊又は半壊に等する程度の損傷により被害を受けた世帯	1世帯当たり 300千円以内			

ウ 民間賃貸住宅を活用した応急仮設住宅の供給

被災者や被災状況及び民間賃貸住宅の供給戸数を勘案し、建設型との供給の調整を行い、民間賃貸住宅の借り上げによる応急仮設住宅の供給を行う。

① 応急仮設住宅供与の対象者

- a 住宅が全壊、全焼または流出した者
- b 居住する住家がない者
- c 自らの資力をもってしても住宅を確保できない者

② 供与機関

2カ年以内とする。

(3) 炊き出しその他による食品の給与

ア～ウ（略）

エ 費用

1人1日 1,130円以内(主食費、副食費、燃料費、雑費)

(4) 生活必需品の給与又は貸与

アイ（略）

(削除)

(3) 炊き出しその他による食品の給与

ア～ウ（略）

エ 費用

1人1日 1,160円以内(主食費、副食費、燃料費、雑費)

(4) 生活必需品の給与又は貸与

アイ（略）

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新
------	---	---

ウ 給与(貸与)費用の限度額

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増す ごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	18,400	23,700	34,900	41,800	52,900	7,800
	冬	30,400	39,500	54,900	64,200	80,800	11,100
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,000	8,100	12,100	14,700	18,600	2,600
	冬	9,800	12,700	18,000	21,400	27,000	3,500

ウ 給与(貸与)費用の限度額

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増す ごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

167

(8) 障害物の除去

イ 実施期間及び費用の限度額

実施期間	費用の限度額	備 考
災害発生の日から 10日以内	市町村内において 障害物の除去を行 った1世帯当た りの平均が <u>135, 100</u> 円以内	ロープ、スコップ等除去に必要な機械 器具の借上費、輸送費及び人夫賃等

(8) 障害物の除去

イ 実施期間及び費用の限度額

実施期間	費用の限度額	備 考
災害発生の日から 10日以内	市町村内において 障害物の除去を行 った1世帯当た りの平均が <u>137,900</u> 円以内	ロープ、スコップ等除去に必要な機械 器具の借上費、輸送費及び人夫賃等

(10) 死体の処理

エ 死体処理に要する費用の限度

区 分	限 度 条 件
洗浄、縫合、消 毒	死体1体当り <u>3,400</u> 円以内
死体の一時保 存	既存建物利用の場合は、通常の借上料 既存建物が利用できない場合、借上料1体当り <u>5,300</u> 円 以内
検案の費用	救護班の活動として行われる場合は費用を必要としない が、救護班でない場合はその地域の慣行料金とする。

(10) 死体の処理

エ 死体処理に要する費用の限度

区 分	限 度 条 件
洗浄、縫合、消 毒	死体1体当り <u>3,500</u> 円以内
死体の一時保 存	既存建物利用の場合は、通常の借上料 既存建物が利用できない場合、借上料1体当り <u>5,400</u> 円以 内
検案の費用	救護班の活動として行われる場合は費用を必要としない が、救護班でない場合はその地域の慣行料金とする。

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新
------	---	---

168	<p>(11) 死体の埋葬 エ 費用の限度額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">大人(12才以上)</th> <th style="width: 33%;">小人(12才未満)</th> <th style="width: 34%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1体当り <u>210,200</u> 円 以内</td> <td>1体当り <u>168,100</u> 円 以内</td> <td>棺、骨壺、火葬代、人夫賃、 輸送費を含む</td> </tr> </tbody> </table> <p>(12) 教科書等学用品の給与 イ 給与の品目、期間及び費用</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">品 目</th> <th style="width: 15%;">期 間</th> <th style="width: 70%;">費用の限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教科書・教材</td> <td>災害発生の日から1ヵ月以内</td> <td>教育委員会届出又はその承認を受けて使用している教材実費(小学校児童及び中学校生徒) 正規の授業で使用する教材実費(高等学校等生徒)</td> </tr> <tr> <td>文房具</td> <td>災害発生の日から 15日以内</td> <td>小学校児童 1人当たり <u>4,400</u> 円以内</td> </tr> <tr> <td>通学用品</td> <td>災害発生の日から 15日以内</td> <td>中学校生徒 1人当たり <u>4,700</u> 円以内 高等学校等生徒 1人当たり <u>5,100</u> 円以内</td> </tr> </tbody> </table>	大人(12才以上)	小人(12才未満)	備 考	1体当り <u>210,200</u> 円 以内	1体当り <u>168,100</u> 円 以内	棺、骨壺、火葬代、人夫賃、 輸送費を含む	品 目	期 間	費用の限度額	教科書・教材	災害発生の日から1ヵ月以内	教育委員会届出又はその承認を受けて使用している教材実費(小学校児童及び中学校生徒) 正規の授業で使用する教材実費(高等学校等生徒)	文房具	災害発生の日から 15日以内	小学校児童 1人当たり <u>4,400</u> 円以内	通学用品	災害発生の日から 15日以内	中学校生徒 1人当たり <u>4,700</u> 円以内 高等学校等生徒 1人当たり <u>5,100</u> 円以内	<p>(11) 死体の埋葬 エ 費用の限度額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">大人(12才以上)</th> <th style="width: 33%;">小人(12才未満)</th> <th style="width: 34%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1体当り <u>215,200</u> 円 以内</td> <td>1体当り <u>172,000</u> 円 以内</td> <td>棺、骨壺、火葬代、人夫賃、輸 送費を含む</td> </tr> </tbody> </table> <p>(12) 教科書等学用品の給与 イ 給与の品目、期間及び費用</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">品 目</th> <th style="width: 15%;">期 間</th> <th style="width: 70%;">費用の限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教科書・教材</td> <td>災害発生の日から1ヵ月以内</td> <td>教育委員会届出又はその承認を受けて使用している教材実費(小学校児童及び中学校生徒) 正規の授業で使用する教材実費(高等学校等生徒)</td> </tr> <tr> <td>文房具</td> <td>災害発生の日から 15日以内</td> <td>小学校児童 1人当たり <u>4,500</u> 円以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>中学校生徒 1人当たり <u>4,800</u> 円以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>高等学校等生徒 1人当たり <u>5,200</u> 円以内</td> </tr> </tbody> </table>	大人(12才以上)	小人(12才未満)	備 考	1体当り <u>215,200</u> 円 以内	1体当り <u>172,000</u> 円 以内	棺、骨壺、火葬代、人夫賃、輸 送費を含む	品 目	期 間	費用の限度額	教科書・教材	災害発生の日から1ヵ月以内	教育委員会届出又はその承認を受けて使用している教材実費(小学校児童及び中学校生徒) 正規の授業で使用する教材実費(高等学校等生徒)	文房具	災害発生の日から 15日以内	小学校児童 1人当たり <u>4,500</u> 円以内			中学校生徒 1人当たり <u>4,800</u> 円以内			高等学校等生徒 1人当たり <u>5,200</u> 円以内
大人(12才以上)	小人(12才未満)	備 考																																							
1体当り <u>210,200</u> 円 以内	1体当り <u>168,100</u> 円 以内	棺、骨壺、火葬代、人夫賃、 輸送費を含む																																							
品 目	期 間	費用の限度額																																							
教科書・教材	災害発生の日から1ヵ月以内	教育委員会届出又はその承認を受けて使用している教材実費(小学校児童及び中学校生徒) 正規の授業で使用する教材実費(高等学校等生徒)																																							
文房具	災害発生の日から 15日以内	小学校児童 1人当たり <u>4,400</u> 円以内																																							
通学用品	災害発生の日から 15日以内	中学校生徒 1人当たり <u>4,700</u> 円以内 高等学校等生徒 1人当たり <u>5,100</u> 円以内																																							
大人(12才以上)	小人(12才未満)	備 考																																							
1体当り <u>215,200</u> 円 以内	1体当り <u>172,000</u> 円 以内	棺、骨壺、火葬代、人夫賃、輸 送費を含む																																							
品 目	期 間	費用の限度額																																							
教科書・教材	災害発生の日から1ヵ月以内	教育委員会届出又はその承認を受けて使用している教材実費(小学校児童及び中学校生徒) 正規の授業で使用する教材実費(高等学校等生徒)																																							
文房具	災害発生の日から 15日以内	小学校児童 1人当たり <u>4,500</u> 円以内																																							
		中学校生徒 1人当たり <u>4,800</u> 円以内																																							
		高等学校等生徒 1人当たり <u>5,200</u> 円以内																																							
168	<p>第11節 避難、救援対策 1 避難対策 (略) ・県は、市町村から求めがあった場合には、避難指示(緊急)又は避難勧告の対象地域、判断時期等について、時期を失することなく避難勧告等が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。</p>	<p>第11節 避難、救援対策 1 避難対策 (略) ・県は、市町村から求めがあった場合には、避難指示(緊急)又は避難勧告の対象地域、判断時期等について、時期を失することなく避難勧告等が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。</p>																																							

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新
170	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(1)(2) (略)</p> <p>(3) 市町村の避難計画</p> <p>イ 避難所の選定基準等</p> <p>○ 指定避難所</p> <p>被災者が一定期間滞在する場であり、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保するため、公共施設等のうち市町村長が指定するもの。</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>高年齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した</u> ・ <u>福祉避難所を</u> 指定しておくこととする。 ・ 市町村は、<u>一般の</u>指定避難所 <u>では</u>生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとする。 	<p>・国〔国土交通省、気象庁〕及び県は、避難勧告等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。</p> <p>・市町村は、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。</p> <p>・新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。</p> <p>・市町村は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p> <p>(1)(2) (略)</p> <p>(3) 市町村の避難計画</p> <p>イ 避難所の選定基準等</p> <p>○ 指定避難所</p> <p>被災者が一定期間滞在する場であり、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保するため、公共施設等のうち市町村長が指定するもの</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>災害が発生した場合において、高年齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保された施設を福祉避難所として</u>指定しておくこととする。 ・ 市町村は、<u>指定避難所内の一般避難スペース</u>では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

山梨県地域防災計画改正案新旧対照表

本編頁数	旧	新
170	<p>ウ 避難所の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等の他、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。 要配慮者のための福祉避難所について、社会福祉施設や公的な宿泊施設及び民間の宿泊施設などの利用ができるよう、協定を締結するなど、十分な施設の確保に努めるものとともに、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所を確保する。 <p><u>(新設)</u></p>	<p>ウ 避難所の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等の他、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。<u>また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。</u> 要配慮者のための福祉避難所について、社会福祉施設や公的な宿泊施設及び民間の宿泊施設などの利用ができるよう、協定を締結するなど、十分な施設の確保に努めるものとともに、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所を確保する。 <u>市町村は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。</u>
171	<p>オ 避難所の運営管理</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定避難所における生活環境が常に良好なものであるように努める。そのため食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシー確保保護、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、<u>選択</u>等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回、暑さ寒さ対策の必要性、食糧の確保、配食等の状況、し尿及びゴミの処理状況など、避難者の健康状態や栄養状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。 <p>また避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 県は、被災市町村へ避難所運営の応援職員を派遣する仕組みを整える。 <p><u>(新設)</u></p>	<p>オ 避難所の運営管理</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定避難所における生活環境が常に良好なものであるように努める。そのため食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシー確保保護、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、<u>洗濯</u>等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回、暑さ寒さ対策の必要性、食糧の確保、配食等の状況、し尿及びゴミの処理状況など、避難者の健康状態や栄養状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。 <p>また避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 県は、被災市町村へ避難所運営の応援職員を派遣する仕組みを整える。 <u>市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。</u>